

(昭和八年度)



中田教授

西洋法制史

獨逸之部

第一卷

法學部

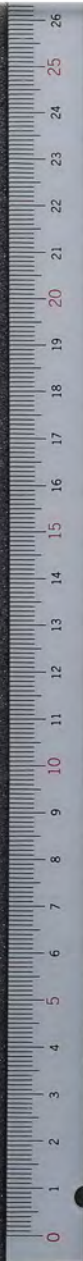
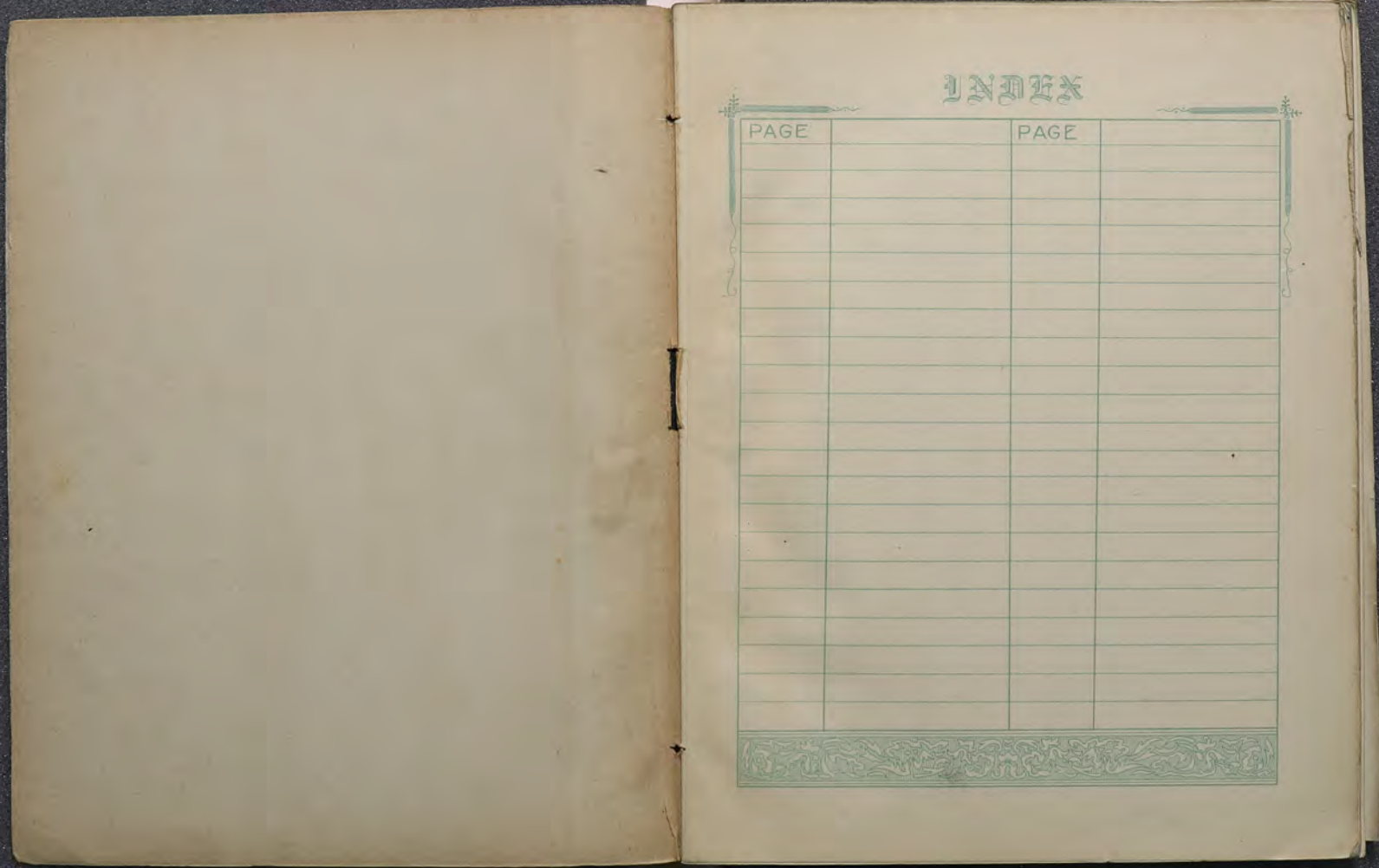
團藤重光

MADE IN TOKYO JAPAN

西洋法制史 I

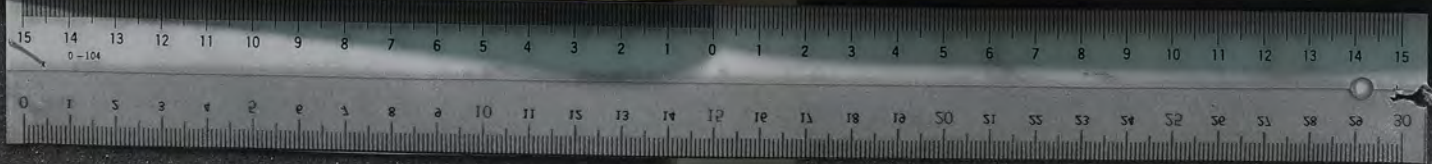
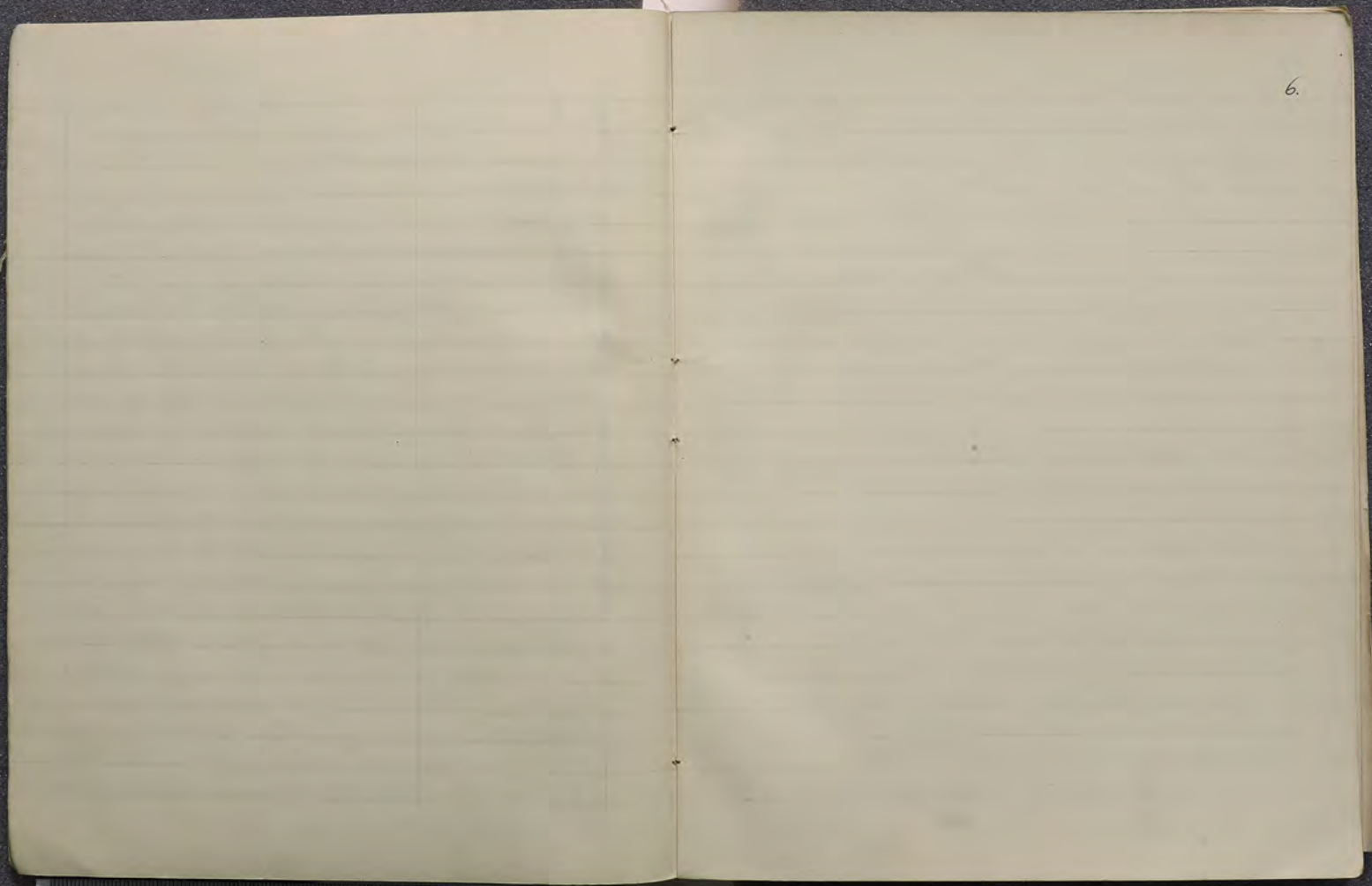
QpCARD 10





参考書

- Eichhorn, Deutsche Staats- u. Rechtsgeschichte, 1808.
1. Aufl. 1808. 9. Aufl. 1843—44
- (1) Schröder, Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte,
(von Künzberg) 7. Aufl. 1932
- (2) ~~Leitz~~, Deutsche R.G. I^e II^e
1906 1908 (von Schmeier)
- (3) ~~Brunner~~, Schröder, Deutsche R.G., Sammlung Lohse.
2. Aufl. 1920.
- (4) Brunner, Grundzüge des deutsch. R.G., 8. Aufl. 1930.
(von Heymann)
- (5) Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht.
I. Bd. Rechtsgeschichte des deutschen Genossenschafts,
1868.
- Deutsches Privatrecht:
- (1) Stobbe, Handbuch des deutschen PR. 5 Bde.
(Stobbe Lehmann) 2. u. 3. Aufl. 1900.
- (2) Wübner, Grundzüge des deutsch. PR. 5. Aufl. 1932
(A History of Germanic Private Law.)
Transl. by Philbrick.
- (3) Gierke, Deutsches PR. I-III 1895—1917.
J. Grimm, Deutsche Rechtsaltertümer, 2 Bde. 1923 4. Aufl.



ahd. = althochdeutsch

(Zgs. Niederdeutsch)

(Zgs. neuhochdeutsch)

mittelhochdeutsch

この下は新語と旧語の neuhochdeutsch 同義語に分類してある。

ahd. ist thiot

Got. ist Frunda 277b.

as = althachsen

an = altnordisch

ケルメニエ族 ~~ケルメ~~
 ケルメニエの信託は Herminones, Ingæones, Istvaeones
 の三大種族に區別し Tacitus は Suebi 族, non-suebi 族の二
 に分けしものとある。しかし、この分類は何かしるべきの故に今日の名前はケル
 メニエ種族の初期の居住地と言語の基礎に基いて Westgerma-
 nen, Ostgermanen に分けてある。更に前者を更に Nordgermanen
 と Gothic-vandalische Völker とする。その中 Westgerma-
 nen は後世、日仙英伊等の諸島に分布し Franken, Sachsen,
 Friesen, Anglo-Saxons, Langobarden (Lombards in Italia) の
 如き諸民族を包含せしめられる。後者は北は七五大種族並にタフスの
 二大民族が何時かの Westgermanen 内の分類である。

ケルメニエ族の初期の諸島にケルメニエの政治諸部を分立してある。一人
 一島の諸部を Civitas といふ都市を指し、或は小島を指し、ケルメニエ
 2 族の諸島の連呼は thiot, (ahd); Frunda (Got); fylki (an) といふ
 事也。この Civitas は、独立した政治的政体として種々の平等若しくは
 格差の諸部を以てこの Civitas が一時的に自治を有する或は止む。此の
 各 Civitas の内部は更に Pagus (= Gau; ahd. genu; as. go) に区分
 される。この Pagus は元来軍隊の編組の居住地である。此の Civitas の
 主権は民会に帰する。この民会は concilium, ~~langob.~~
 といふ thing, an. といふ fylking (300 Volkshing) といふ Civitas 内の
 自由人並に武装した者、即ち兵士の総会である。主席者は皆武装する。
 此を要する。所属軍隊の員列に於て議席にありて、この議席に到る
 定めた会場の定む月或は新月に於て丘陵、森林の中の神聖視

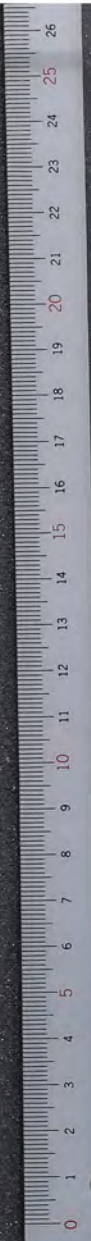
紙上信託
裁判所

現行所に召集されたる定数あり、此の民衆の権限は甚く廣く civitas の王
高級の官吏が 最高裁判所及び立法機關の決定に依りてあり。その議案
は王が高級の官吏が提出するものが普通議會の各議員の中の長官他の
会衆は普通の結果に對し 賛否を表明し得る。而して議決の正表は同一
形式に示すを以て、賛否を表明する時は 携へたる檢と上にて打合はるる形式
或は法。これ故に可決 Vapnatak 或は Gairtunx ena. (take は
掃帚を以て Vapna は Waffel; Gaire は Gerthore. think doing
即ち議決)

Civitas の官吏の中最も重要な地位を有するは民衆の Pagus 首長に
違ふと云ふ Princeps (軍帥) Cald. es. Jurista = First Princeps
あり。一亦於て Pagus 内の行政と軍部内の地廻りに百人會
長の (即ち民衆の) 陪席者にして 普通に裁判を行ふ。他の一亦ては在
Pagus の Princeps が共に civitas 全体の政務を執行する。
戦時の際には民衆に別々 Rex 軍帥 (Cald. herzog =
Herzog = Duke, Duc) を授け 軍中の最高指揮官を任ずるの
恒例である。これに代りては 臣にあり。

如以て云ふに Civitas は共和政体の civitas の組織に於て。Tuz
は civitas の大部分が共和政体の例に於ては既に早に Rex
を戴いておられたのである。Tuz の民衆に於ては Rex 及び
變化したる 或は特異の貴族の血統の中が民衆に違ふと云ふ Rex
は Princeps の上位にありて其の権力は大なるしは在り、
此の權は其の Volksgewalt を行使する所の Civitas の最高官吏

OpCARD 10



ags. = anglo-saxon

Sachlichkeit.

humi. kunnio.

Volkesherrin in der Mitte des Mittelalters in England die Herrin der Burg.

貴族

afixes. = ^{also} trisa

自由

武藝能力授与

奴隷

土地制度

OpCARD 10

0-104

12.
4. 3. 15. 12.
trou 止つておれ. 20 Rex 20 24 25 26
an Konung 4 2 20. Got is frindans, as. is thiodan
と稱し. (100-151415)

人民 ^{trisa}-^を 諸民族の中の貴族は多岐にわたるがその
時代には教の甚く少くある。これに代りて神の子孫の子孫の子孫に
行く血統が高貴と考へてゐる階級である Geburtadel (Egs.
Vindicantadel, Brandknaedel). 人民の中は自由人である (afix.
friling) 彼等は武器と馬の両方を年々産出する民衆に於て man-
cipii 的武藝と武藝に於ける資格を以て自由の文藝に於て後國人
は武器と授与との例にあつた。此等は Wehrpflichtmachung
(武藝能力授与) である。彼等はそれと武藝能力の授与とに共に
既に D. (a) と考へた (年齢に依りては) 自由人
の手の中を経ては ^{prinzipal} の他在りたものと自由の主人と仰ぎ主
人の武器と考へ、主人に於て武藝 (Treu) に主人の道徳 (経度)
と仰ぎ主と共同性を考へらるゝ。Gefolge, comites, (and;
yfolgi, Antustus Antustio) と考へた。
最後に奴隷である。この階級人以て捕虜と考へた外債務不履行
のおも自由民の資格を喪失したものである。Tacitus はその一の
奴隷は其の身に於ていゝ待遇を受つてゐた。

身=身 土地制度

412-^を 諸民族の最も土地制度に於ける中野野問に於ける一の階
代 Tacitus の時代には其の差異ありしと思はる。



朱, Caesar時代
未定住

土地の部族共有制

Zamindari System.

Patindari System.

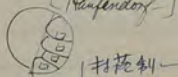
株

[Einzelhöfe]



カ. Tacitus時代

[Hufenland]



村荘制—
單独宅地制

土地私有制の基礎

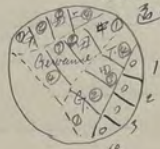
第一. Caesarの時代.

この時代には一民族は一定の地域に定住することを固く拒絶し、
毎年の住居地を遷す。土地所有の制は未だ発達しなかつた。Caesar
は4世紀の一族 Suelci 族に於て次の如く述べてゐる。即ち、
毎年の外に其の穀類を貯蔵する事なし。耕作は毎年の
年々互に平均の交替し、個人は別個の耕地はなし。又一年以
上同じ地域に住居せざらざらぬ。Suelci 以外の民族は次の村荘制に
あつた。即ち、
穀類は牛乳及び肉である。耕作は
大に限界がある。住居は毎年穀類及び家畜の糞を以て
穀類の地を肥し、次年は其の他の場所へ
移住す。以上の記述を考へると、4世紀の民族中、
其の他の民族の如く、
土地の部族共有制 Tribal
communism を行はぬ民族は、
其の土地を不分割に人
民に共同耕作し、
其の收穫を分配する。他の部族は、
其の土地を毎年別個の耕作に
分ける方法を以て行はるゝと
推測せらるゝ。

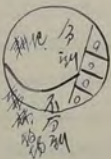
第二. Tacitusの時代.

Caesarの死後、
1世紀半を経て Tacitus の時代には、
4世紀の民族
は、
大體土着に定住し、
其の定住性は、
所謂 Dorfsefts system
村荘制と稱す。其の地形上、
此の如き均等な耕作 System
の Einzelhöfe 単独宅地制を用ひて
居る。而してこの時代
に、
其の穀類を以て其の周囲の
圍圍が成り立つる宅地 Hof
を以て
各 Family の私有
屬に在る。此れ土地私有制の基礎

越後中世の土地の
区画の図



越後中世
Allmende



Dopeltes Recht
1913

個の國は Swannen 邑にて同族の領主 Breite
代表の地にある。おのれ者村は同族の領主の地
味と異なり Swanne の名に公年より有るが
Family 制の土地は一家一戸の地が貴族の地
は平民の地の隣に新造の地。又平民の地は平民の
地と隣に新造の地。

今世の地は各おのれの耕地は 1 戸に 1 段の地
併に森林、牧場、河沼等の土地は之を Family の分配
也。Allmende, genuine Mark 等は之を分配せず。村民
の共同地は村民の共同地とす。おのれ者村は耕地と
Allmende 等の分配とを認めず。之を共同地として
之の隣に新造の地を以て共同地 Markgenossenschaft
とす。

多の学術上の研究は中世の村の内部の 1 戸に 1 段の地
の分配の地を以て之とす。しかし近年のこの通説は
1 戸に 1 段の地は土地所有制と管理の存続の地。其の
地は 1 戸に 1 段の地は 1 戸に 1 段の地は 1 戸に 1 段の地
の土地所有制の如く解釋せられた。其の中世の村の
土地所有制の如く解釋せられた。其の中世の村の
土地所有制の如く解釋せられた。其の中世の村の
土地所有制の如く解釋せられた。其の中世の村の

leges 成文法, ibi 於此, valent 行なり (効力)
 quam 其, mores 風俗, alibi 他處, 於此

Lög is law or saga is story

* law book

第三章 法源

總て慣習法より成文法は後。故に Tacitus は *ius* の中
 で *Plurimum ibi boni mores valent quam alibi bonae
 leges* (於此に於ては善き成文法より行なり多しは慣
 習法より行なり) と曰ふ。而して古來の慣習法を保存し及
 適用するに於ては特別の制度が行なれて來た。

(I) *Rechtsweisung und Rechtsvortrag* 南の *ius* は
Sudgermanen の處では古來の重要な法律問題が發生する
 時常に古來の慣習法に照準して故郷に於て民衆或は地方の人民
 會に於て古來の慣習法に對しての問題を解決するに由りて民衆又は地方
 人民會が之を協賛 *Vollort* (今の *Vollversammlung*) と稱する
 制度である。此の如き慣習法を成文法に宣示 (呈出) するに *wei-*
sen といふその結果 *Rechtsweisung* (或は *Rechtsweisung*) と
 稱する。南の *Nordgermanen* では此の *Rechtsweisung* 相當の制
 度も存在する。此の *Rechtsweisung* 相當の制度は古來の慣習
 法 *Lögsaga* といふ制度に存在して居る。此の制度は最も整頓し
 て居る *Island* (英領の *Sceland*) の *Lögsögu-maðr* (或は *Lo-*
gmann) といふ職名の一に於て或は個人又は一
 人の提出は同様に助言解答を與へ、地方では毎年民衆會に於て法律
 問題を發行するのである。 *Nordgermanen* 於ては後世の *Lögsögu* とい
 ふ古來の法律問題を解決するに由りて居る。

(II) *Urteilfinden* *ius* の民族に於ては裁判官民衆又は
 地方の裁判會に於て行なれる裁判官は單に裁判の進行を指導し

* Siehe Grimm, "Poesie im Rechte"
 in "Zeitschr. f. Rechtsgeschichte", Bd. II
 Gierke, "Der Normen im deutschen Rechte", 1871.

1377の12月1日の議定書の事。

アテナスの Senchus Moreus の法律の事。

ギリヤの Creta 島 (Gortyna, Minos) の法律の事。

以後又その同じ事を知り得た。丁度此の事。

22.
 判決も道義及び之の執行の任務を有するもの判決の(相)判決の
 権能は有るが、然るに判決は個人或之主業のみにては民族
 といふのが要す。或れ則ち之の全衆の中より選挙して或は
 指名して一人又は数人に作成せしむ。民族の(相)判決の
 例の Volkrecht 之の判決の事。又之に(相)判決の
 権能を民族の Asega, 或民族の Sapientes, Rech-
 tshenger (今日の事は Ratsbürger) 等に有るが申
 せは。Urteilfinder 之の事。蓋し大衆の選挙
 の中から適切な判決を finden するに考へられたのである。
 かの如く之を民族の慣習として尋ねておける。Recht
 といふは人間が machen するもの weissen 或は finden
 するものといふ事がある。従つて又慣習法は Urteil 或
 Rechtsweissen の形式で客観的存在を示してあるが
 之 Rechtsweissen の如くは民族の祭祀、祭祀に用ゐられたる
 魔、音文作り、頌歌を有して其の慣習法を説く。その如く
 是れ中の系譜を教へて示すに或は行はれたのである。
 之れは民族の Recht といふ事。其の字源は使用法。換言
 するに意味からして、法律は eua, eo de eua 通説の如くは
 意味 mitat, wiggod se eua 又正當の地位の事。意味
 Lagh, lah, Lag (Laurin) といふ。後世の如くは意味は
 一研究の用として Recht (recht, rikt (aga) rincht)
 は、眞直の方向に向つたもの正當の権利と意味する。其の
 ついでに正當の意味を示すのである。中世の Recht といふ事

神授地

Egeria

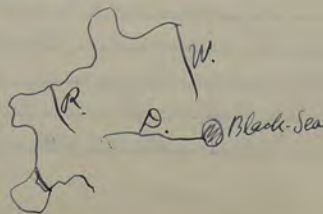
エゲス

Romulus

ロム

Hammurabi

この Manus の比喩

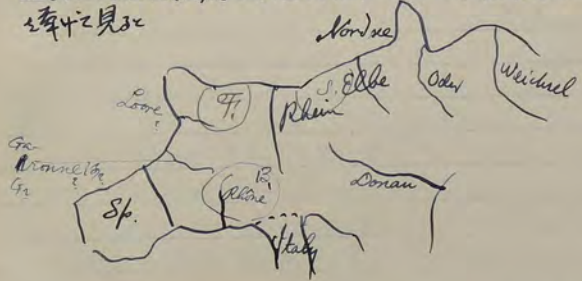


latin 語に直訳は Directum (jus とか lex は正法なり)
 Directum などはこれに由来するが Direct 1300 年頃の
 Scritto などのラテン語の変形である。jur- 系は法の作用を平和
 基に法律の維持に在りて考へられたのである。夫如く法 (Recht) とは
 比平和 (Friede) と同じく同一根に在り。1300 年頃の著作の平和を法
 とする所 (Friede) と同じく Friedensbruch (friedbrot, quidbroyce,
 frothobroka 等) といふ所あり。その法に比しての著作の多量に於て
 法の保護を早中後とて ~~電~~ 犯人を Friedlos (friedlaus,
 frotholas 等) といふ所あり。Friedensbruch 又 Rechts-
 bruch (lagubrot, lahbroyc) といふ所あり。Friedlos といふ所又
 out-law, Rechtlos といふ所あり。以上 Recht と Friede といふ
 一説に於ては比平和に由来する。他の古代民族の語に於ては比
 平和を法にありとせしむる所。現存する所は jur- 系に於て又
 の思想がありしに在り。この時代の Salii 族の神聖な神官
 と Lex Salica の序文には四人の Sapientes 或は Inspirante
 Deo といふ所あり。此は神聖な神官と云ふ事である。又 Friesen の神官 Asega
 の一人に當りては ~~此~~ といふ所あり。

第二章 Fränkische Zeit フランク時代

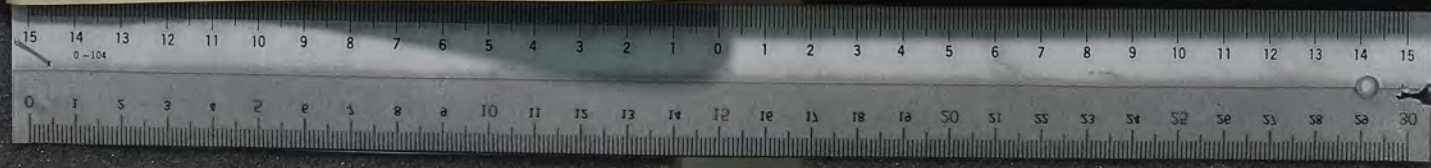
此一章 フランク時代の神聖な神官
 紀元前 1 世紀頃 Rhein 河, Donau 河, Weichsel 300 km
 分有に在り。此は民族は一人の人の管理の所。紀元 375 年
 頃の Hunnen 族の襲撃に當りて大動揺を蒙りて神官

中世史の沿革から第四世紀に亘る西歐の民族と特種の行状民族
 族が Rhine 及び Donau 流域に侵入し侵入に暴走。
 此 *Völkerwanderung* と呼ばれる所の事である。而して此の間に
 大なる民族の融合と政治的の君主政体へ変じの結果諸大
 邦に於ては民族の王國或は *Herzogtum* が新に勃興し來
 て西ローマ帝國の之が崩壊 476 年迄に及ぶ。此の
 此の間に西歐の領土に於ては西ローマ民族の王家の支配の
 衰微を見ゆ



北に於ては ~~Franken~~ Franken 王國, 東南に Burgunden 王國
 西南に Westgoten (Visigoths) 王國, 154 年 Ost-
 goten 王國の起るは Langobarden 王國の起る。此の
 西の地は Rhein 流域 Alamannen 國, 北海
 の沿岸に Friesen 國, Elbe & Rhein の間に Sachsen 王國が
 あり。此の間に於ては古の部族即ち Salii 族, Ribuarii
 族, Chamavi 族の起る。此の間に於ては Salii 族が最も大なる

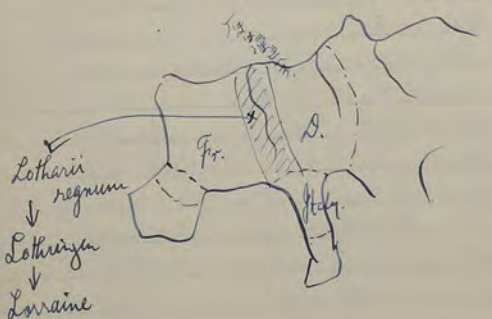
1123
 カマヤ



870年 Verdenの條約で分かれたフランク王国は Frank-
 reich, Lothringen, Italy, ドイツの四つに分かれたのである。
 これは870年の Meissenの條約で Lothringenは730
 年とドイツの同じ地方に分割され、フランク王の兼帯王國となつた
 のである。このメッセンの條約の後、又一度フランク王の兼帯王國は、ドイツの兼
 帯王國となり、887年 再び独立の王國となつた。

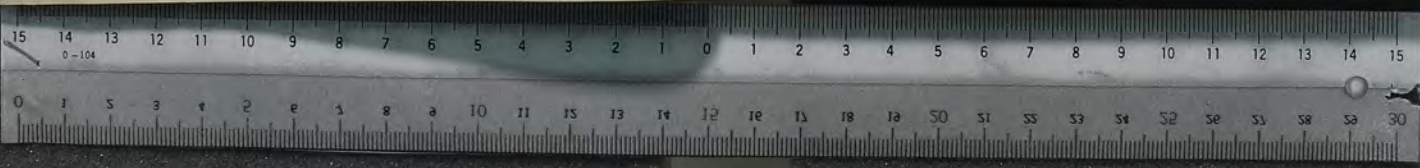
フランク王國の王政時代の基盤は、カトリックのキリスト教の
 地方分権的統治と、貴族の領地である。フランク人の民族の民
 衆裁判 Volksgerichtの如く、王土属の裁判は王の Königs-
 gericht の如く、又或は Banus (Bann) といふ
 に行ふ。不行の王の権 (Bannrecht) と稱す。古來の民會は
 フランク時代の有名なものとして Meroving 時代 just Mar-
 field (Campus Martius), カリウ王朝の如く Mainz (Cam-
 pus medius) と稱す。兵士の間兵士の如く、王土属に於て Va-
 salen (家士) 等は召集に一切大規模の集會を、國に關する
 こと、兵士の召集は、王土属の王土属の集會に關して、國政に
 關するもの、民會は、貴族の集會である。此の集會の如く、
 王土属の少數の貴族、貴族の集會に關して、召集は、
 召集に關して、召集に關して、召集に關して、召集に關して、
 召集に關して、召集に關して、召集に關して、召集に關して、

フランク王國の Grafschaft (Comitatus) (comite) と稱す。



Pacitum generale
 Volk & Könige 統治の
 Volkrecht
 故年出表 召集の集會の大衆の集會
 のか召集に關するもの

OpCARD 10



Sanemark 87-11-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24-25-26
Marquis 侯爵 伯爵 子爵 男爵

これは中世のGauに相当するものといふべきであらう。これは王化
後のGraf (Comte) といふ名を以てその地を行政、軍事、司法に
兼掌せしむ。其のGrafschaftは更にHundertchaft (centena)
といふ下級の行政区域を以てGrafの属僚たるcentenarius 或
はvicariusがこれを分掌す。王の或地方を以て若くは強大の
種族 (Stamm) 又は據りておる地方 (Stammesgebiet)
を以てGrafenschaft 或は Herzogtum といふ大區を以て設
けしむる Herzog (侯爵 Duke) といふ官を以てその區域の
軍事を統率せしむ。この Herzog は Meroving の族に於ては
特權地を以て其の領土に對する權利を有する。その如
く Karl Martell や Pippin, Karl der Grosse 或は之の Her-
zog (Stammesherzog) といふ Herzogtum を以て
了す。これより大に其の領土を以て Mark (その領
土は marca, marcha といふ) といふ王化後における Her-
zog 或は之より一級上を有する Graf といふ官に其の職務を
担せしむるに由る。此の如く Grenzherzog (Dux limitis),
Markgraf (comes marchal, marchio) といふもの
あり。

Karl der Grosse の時より數州の Missaticum といふ
中央政府の毎年定期に貢納する missus dominicus
といふ地方行政監督官に人民の裁判を聽き裁判を行ふてあり
730年代には若くは其の後には其の絶滅し之を代りて大區及び王
臣の Vassallen といふ大地主は行政と司法とを自ら執るの階

級への移行である。しかし、それは未だ世界的な自由の貴族階級を意味する
 ところには至らなかつたのである。この時代の人民の大部分は自由平民
 の一部は7世紀の時には兵隊の傭兵、豪族の荘園に土地を
 の荘園に入り大地主の隷属の荘園臣として存在した。この時代は
 は奴隷の存在も自由人の階級も階級意識の印は奴隷の解
 放された後であり他の一部は2時代の初期の *coloni* 及び
servi と呼ばれる人民の存在の階級である。

中世 封建制度の起原

欧大陸には行はれた封建制度の起原は現存する323時代の存在
 現存の主要の制約の存在は、これが主因である。

中世 *Vassalitat* 家士制

この時代の *Gefolge* 随兵は7世紀の時代から一般の階級消
 滅の王制の存在に在る。然るに中世にはその王に属する *Ge-
folge* の消滅の時代に *Vassal* の随兵のあり王貴族の家
 士として現れて来た。元来 *Vassali* (*Vassi*) は2時代の *Gallia*
 南部に於て土地を離れて小民の大地の下に一生の自由の身を
 委託せしむる (*se commendare*) の保護に依頼し主人の命と共に
 農業或は手工、随兵、各々種々の勤務に服するが随兵である。
 所が中世の随兵は軍兵に赴くのは次第に地位を高く昇り世
 代は遂に *Vassali* の名称を身に着けて存つたのである。而して彼
 等は時に単なる随兵に過ぎなかつたが8世紀の前半には国王に在
 る主人 *Senioris* から *Beneficium* を授け *Gefolge* の階級

OpCARD 10



~~Handwritten scribble~~

個人代表

Gefolge

- 御恩
- 奉公

→ Comm. 和蘭

→ Client. 家臣

1) 同時代の歴史

Precaria

無償・非恒久的な貸付
 何時にも返す必要あり

永年契約の代り

空假

騎士階級に服した王國軍の中核は15世紀の公的性質を具備するに至る。この如く14世紀以前のVassallus一面には昔のVassalloの後身地面にはGefolgeの後継者(おとど)の側面の特徴を指して、SeniorとVassalloの主従関係はCommendatioと称する儀式によって成立したのである。即ち従者は主の前・膝下つきの面々をお世に主の掌中に安置してse commendareと、意思を表す忠誠の宣誓*juramentum fidelitatis*を主へ武器即ち剣の束を具せしめ、この主従関係が成立した。即ちCommendatioは租税の形式である。Commendatioの形式は主従関係の萌芽として保護と義務の契約(*Schutz und Dienst*)の主従関係保護と主従関係義務の義務と従者は軍隊に出る義務を有し、主は従者は忠誠と其の基礎となる主従関係の如く主は従者が解得するものである。しかし、附随する子爵の父の主と更に主従関係と主従関係の主人は、旧家士と主従関係の便所とが常であった。

2) Benefizialwesen (恩給制)

14世紀のVassalli Beneficiumと主従関係は、元来主は一方の*precaria*の賃土地の貸付は、古くはGalla地方の寺院の領地である。当时寺院が莫大の土地を所有して、これを借地した小民は、お金の借地代又は義務的の後に、その土地を貸し与へ耕作せしめ、その耕作料は、通常、一生間の権利であった。而して、この寺院の土地は、主は、*Precaria* 又は寺院の恩恵、基いては *Beneficium* と称す。

見方の新編の事記

征服者に在るに一人と一人の所有地を分画したるの
 地方は二マウジ位の土地所有制を以て後長存すべし
 Loire河以北の村は古有の地を以てその内は
 42の古来の村落の甚くは土地制を行はれておる。又他の
 一帯は Meroving 朝以来地を以て莫知土地所有の
 物を生じ大地主制を Grundherrschaft の著せしめたる也。
 詳言すべし次の如し。

第一、Saxony の土地制。

Tacitus の時代の村落内で行はれておる耕地の定
 期割換の事は735 時代の既述すべし。然し而して
 各耕地は村落内の土地所有地者 Hofbesitzer の所有
 に属して居る。勿論古来の村落土地所有制の遺風は其の
 出来の程の制が存在して居る。然し村落内の土地所有人が
 初め男子と女子と男子との時に Vicini (いはば村落の頭目)
 に属して居る。土地制及び村落内の土地所有制の
 所有に属して居るの遺風は其の解明に寄る。Chilperich
 I (581-584) の制定した地所有人の常用時大いなる兄弟
 姉妹の及ばぬが如き存在し居る。然し而して Vicini に
 属して居る。又 Lex Saliica によれば村落の地位に在る地
 所有人の所有の時村民が一年に一回の回 (Jahr u. Tag) 量
 可致に申すべし。遺言せしめたる也。此の地所有制の著
 有の著制及び遺風は其の如しである。

第二、Grundherrschaft

44
村の長。従つて地主は庄民の不法行為に對しての責任を生じ、元來は英國
外の地主若くは領地地主の之を裁判所に代りて行はねばならぬのである。

第三 Immunität 免除地

万が一時代は國王の御料地並に之を分与した Beneficium は
法律上當然 Immunität の特権を享有し得た。此は國王
に屬し、寺院及び大地主に對しての特権を授与したに外ならぬ。元來の特
権は一時代は皇帝の御料地及び皇帝の御料地を以て私有地に附
隨する種々の免除の特権 immunitas なる趣意を以てし、此は
其の15世紀から一世紀前まで拡大された三種の特権を包含し得た。

(I) Exactus の禁止

□ 此の意義は Immunität の区域内の土地人民の年貢納付
の納入を拒絶及び裁判所收入を徴収せしむることを禁止し得たのである。

(II) Introitus の禁止 (主として禁止)

□ 此の意義は公務執行の爲め Immunität の区域内に入らざる
ことを禁止し得たのである。

(III) Distributio

□ 此の意義は、内人民の對し管理を執るべきことを禁止し得たのである。
以上三種の特権が附隨してある Immunität の特権を指して
古語に Immunitätsherr は一處では自身各種の收入を取り
立て又 Advokate (adv. 代官) といふ半官半私の官吏を以て之に對
し範圍内にて最高裁判に代りて Immunitätsgerecht 執行はし
得たのである。Immunitätsherr は種々の年貢を以て次第に、同じの

不^不入^入) の 標 記 或 者 他 國 人 等 似 似 似 似



物 權 上 所 有 地 之 取 得 打 張 後 自 己 所 有 之 地 區
 の 人 民 上 以 此 種 之 物 權 取 得 行 爲 之 成 果 至 也。

第四節 法 源

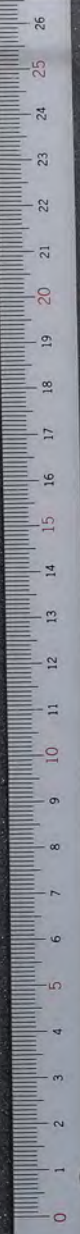
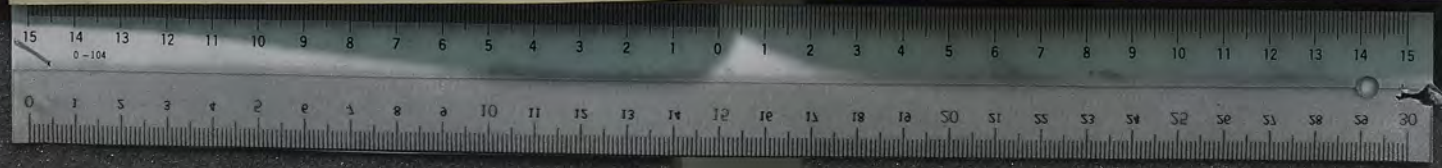
ルーン人の民族の *Völkerwanderung* の後に、その文化が漸く
 して、その故郷の地果て、五世紀頃から、その文化、その
 相對的發達を、その一部に於て、*Leges barbarorum* 成文法。
 (野蛮人の法) (高貴階級に於ける) として、
 3世紀の末に、當時の *leges* の大部分は、
 又は *Herzog* の命令
 依りて、*Leges* の材料の、*Rechtsquellen*
 として、判決の、
 法。向いて、
 貴族の協賛と、
 法の性質と、
Lex Burgundionum の序文に、
Leges の性質は、
communis omnium voluntate) として、
 又、
 又、
Co hoc observare convenit, sic convenit と、
 協賛の性質と、
 蓋し、

OpCARD 10



Stamm の法即ち Stammrecht といふ 数語り此の如く制定
 ありしが故に、而して此の種人法言義は其を一國の如く制定
 するの義が自の人民に其のその法を以てするに非ずして
 其の種人法を制定す主義である。其の如くするに非ずして
 の Stammrecht の 垂たるか制定は甚だ不統一の弊を呈
 したる如く、其の法は元來同一の法に非ずして其の種人
 法にあり且て其の法は其の他の規定と相違して其の種
 人法の子を保存しありてある。或民族は前記の種人法を
 其の國に於て制定し、其の種人法に於て King's 制定し
 たり。此を Leges Romanorum と稱する。此の種人法
 の Leges Anglo-Saxonum の法を其の種人法に非ずして其の
 種人法を其の種人法に制定し、其の種人法を其の種人
 法に制定し、其の種人法を其の種人法に制定し、其の種
 人法を其の種人法に制定し、其の種人法を其の種人法に
 制定し、其の種人法を其の種人法に制定し、其の種人法
 (Volksrecht) の如くするに非ずして其の種人法に制定し、
 其の King's recht の如くする。而して其の種人法を其の種
 人法に制定し、其の種人法を其の種人法に制定し、其の種
 人法を其の種人法に制定し、其の種人法を其の種人法に
 制定し、其の種人法を其の種人法に制定し、其の種人法
 作用を其の種人法に制定し、其の種人法を其の種人法に
 制定し、其の種人法を其の種人法に制定し、其の種人法

其 Leges Barbarorum
 I) Lex Saliica (Pactus legis Saliicae)
 此は其の種人の主族的 Sali 族の法典にありて其の種人法



Si quis ad m^{tu}llum legitus domi-
 nus manus fuerit et non venerit
 mal. rapte. Si dinarios qui faciunt
 solidos XI Culpatibi iudictor.

後の比比級の子に4人の國有の財産を最長子に与へての事
 有るものである。初制定は10世紀の年次有るChlouigの末年
 即ち5世紀の末が7世紀の初めになりつたものの様に見えるのである。今
 の階級は7世紀は多数有るが10世紀後世の修正増補に於いて
 10世紀の子は10世紀に於ける。此等の事の中 其年の入字及中
 の世の子等の階級 Malbergische Classeと稱する階級
 等の字句が挿入されてゐるのである。此は階級を以てして Malb-
 bergo. (malla mallus, bergis Berg) といふ事があるが10世紀
 は Salici 階級の文章であるとの事等の又その語 Mal. 又
 malbo の綴を以てして他の文で区別してゐる。此の Malber-
 gische Classen 及び大略は此の事から推定されるのである。

此の階級の事

II) Lex Ribuaria (Pactus leges Ribuariae)

これはフランク族の一支族 Ribuariorum の法典である。この一部は7世紀初め
 の末又は7世紀の前半に編纂されたのである。これは前述の Lex Salica
 に類するといはれるのである。

III) Lex (Eua) Chamavorum

これはフランク族の一支族 Chamavi 族の法典である。7世紀の初めに
 成られたのである。

IV) Pactus et Lex Alamannorum

P. A. は7世紀中、L. A. の方は8世紀の初めに成られたのである。これは
 Alamanni 族の法典である。

V) Lex Saxonum

これは Saxones 族の法でありカール大王の時代第九世紀の初めに編纂されたのである。

VI) Lex Frisionum,

これは Frisen (Frisii) 族の王一人が編纂した法律書である第八世紀の初めのものである。

Summe Rechtsbuch, & Gesetzbuch.
Code にも採用された。

VII) Lex Anglorum et Westsaxonum, hoc est Thuringorum, (that is)

Summe Angli & Westsaxonum の一冊の Thuringorum である。

これは 7 世紀に編纂されたものである。

VIII) Lex Baiuvariorum,

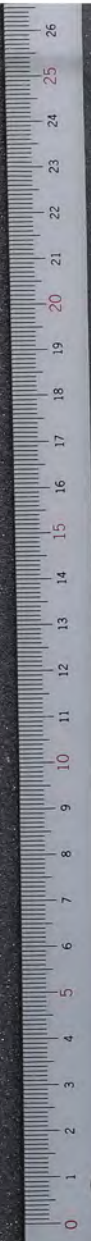
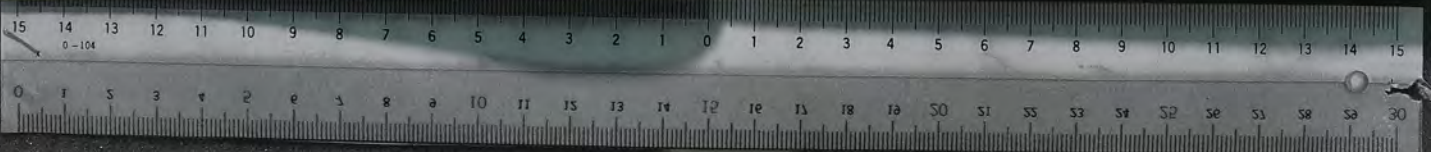
Baiuvarii 族 (Bayern の祖) の法であり八世紀の前半に編纂されたものである。

IX) Lex Wisigothorum,

Wisigoth (—i —ae, 後の種は Westgoth) の法であり最古のものは Eurich 王 (466—481) の時に編纂された Codex Euricianus と呼ばれるのである。この民族の法であり最古のものとして知られる。

Lex Salica, Lex Burgundionum, Lex Baiuvariorum, Lex Langobardorum, Edictus Langobardorum 等は Lex Langobardorum を与へた大である。この法は 7 世紀の初めに 21 世紀の法典を基礎とするは後世に於ける法典の基礎となる部分である。この Codex Euricianus は 9 世紀に修訂された。

OpCARD 10



この条約は、その名に示す通り ~~Lex~~ *Crucis* 507 681 に書かれた
 の *Lex W. Crugiana* と呼ばれるのである。
Ann. Ep. L. W. 11 - 681 年 5 月 1 日。

X) *Lex Burgundionum*.
Burgundiones (— *du*) の名に示す通り Gundobad の 501
 年制定されたものである。 *Lex Gundobada* と呼ばれるのである。

XI) *Edictus Langobardorum*.
~~Langobardi~~ 族の Rothari の 643 年 *Edictus* と呼ばれる
 の編纂によるのが政区編纂に於て *Edictus Langobardorum*
 と呼ばれるのである。

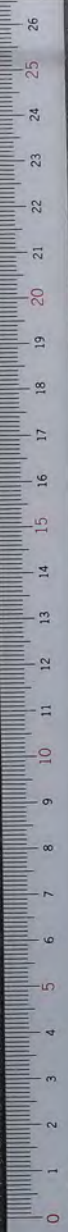
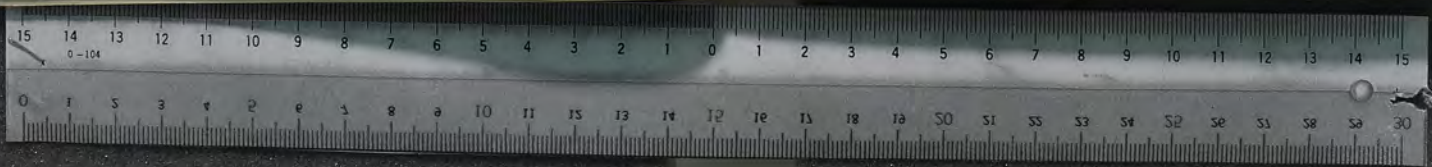
第二. *Leges Romanorum*.

Ann. Ligo Romanae 28 年 5 月

(I) *Lex Romana Wisigothorum*.
 これは西ローマの *Harik II* の 506 年に 12-2 人の西用のおねを
 種の人に治法に基き取らねばならぬに編纂されたのである。後世 *Bre-*
viarium Haricianum (約 520) と呼ばれる。

(II) *Lex R. Burgundionum*.
 これは Gundobad の時編纂された 2 人の西用のおねの
 治法である。

(III) *Edictum Theoderici*.
 これは Ostgoth の王 *Theoderich* (454-526) の時に 2 人
 の西用のおねの編纂によるのが政区編纂の
 治法である。



第三. Capitulare (Capitula)

Volksrechtは唄は民族の総体の正風に基づいて出来た慣行法であつて國王は單独之を變更おこせ得なかつた。されどフランスの Volksrechtを補充し又施行せしむるに國王は行政的・立法的権利を有す。この12の法律を *Messung* 及び *Edictum*, *Secretum* と共に *Karoling* 朝に至る *Capitula* と稱する(後の *chapter* と同)。この *Capitula* はその規定事項の教界に關する時は *Cap. ecclesiastica*、俗界に關する時は *Cap. mundana* と稱する。而して後者は更に次の三種に分れておるのである。

1) *Cap. per se scribenda* (各自身の有るもの)。
 Pps 獨自に作る。其が *lex* を補充したり又行政的の目的を以て作る。此の *Cap.* は *lex* 及び *charta* といふ名で稱され、大抵貴族の協賛を経るものが多い。

2) *Cap. Missionum*。
 これは國王の *Missi dominici* 又は *Legationes* によるものである。

3) *Cap. legibus addenda* (或は *legibus addenda*)。
 この *Cap.* は *lex* に追加して *lex* と同一の效力を有す。其の之を著するは國王が死するに當るに當り或る地方の人民の協賛を経て制定することからなる。

以上の諸種である。

此の諸種の法律一書は *Monumenta Germaniae Historica* の叢書(年次別)に載せられてある。

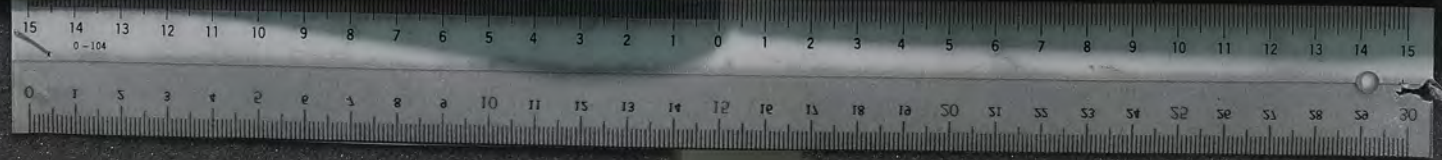
第三章 Mittelalter.

第一節 政治的組織

887 獨佔分級以外の政治組織は艱難に担われ、*Prinzen* 地
 和諸大名 *Herzog*, *Markgraf*, *Graf* 等地方の勢力
 範囲に *Herzog* と稱し王位に及ばず政治の獨立を有する
 是也。然し 936 年 *Herzog von Sachsen* なる *Ottov*
 邊はれたる國とある。其の内には諸侯は封疆外
 部に在りし *Slaven*, *Magyar* 族の侵入を以て
 其の地位の獨立を失ひ、大なる土地を領有
 するに非ざるは、*Kaiser* の冠を受くべきの故也。

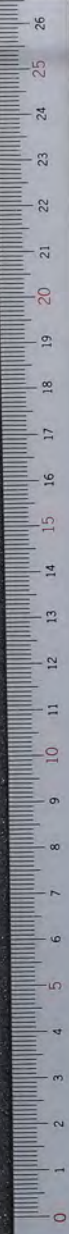
Magyar 族の侵入の事也。

10世紀以來即位後一二年に *Römisches* 皇帝の戴冠非
 行の如例あり。併し *Kaiser* の冠は軍馬を起し *König*
 なる *Kaiser* たるに非ざるは、*König* たるに非ざるは
 其の如し也。中世の初めは各地方の王室に
 封疆あり、即ち各地方は *Herzog*, *Markgraf*,
Pfalzgraf, *Landgraf*, *Graf* 等の采邑に對し
 其の大家の *Family* に封疆され、其の封地を自
 身の支配地 *Land* (*Terra*) (領國) (= *territorium*) として
 其の封疆の利益の全を支配する。即ち封疆の地を *Landes-*
herr 領主 (*dominus Terrae*) として其の土地及人民を其
Landesherrlichkeit (= *Landeshoheit*) (官) として行使す。
 其の

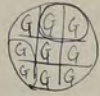


この頃のLandesherrの身分は同一のものが常に通じているので
 そのかわりにその時代のGrafulはして国家裁判権の行使
 あり他の者から臨時國王に自づから譲与せしめられた
 事。中世の多量に存在する伯爵諸侯の支配地のHergof-
 tum, Grafschaftの所有者は皇帝直属の所のErzbischof,
 Bischof及び世俗のBistum及びsekte修道院と
 同様の地位のReichslehn (皇帝領)に
 封じられ伯爵に封じられた伯爵のLandesherr同一
 一支配権を行使するもの。 (Bistumsgraftschafft
 Klostergraftschafft) のImunitätsherrも皇帝の
 直轄にあり、同様の地位の伯爵のGrafschaft
 rechteを行使する(Grundherrliche Grafschaft), 及び
 ImunitätsherrもLandesherrに封じられた
 事。皇帝の直轄に封じられた伯爵のReichsun-
 mittelbaren 直轄の諸侯は、又同様の地位の
 同様のVassallenに封じられた事。同様の部
 分の地位である。皇帝は一向に封じられたoberster
 Lehnsherrであり、その下に封じられた事。皇帝は最高
 の領主として封主が属する領土にあり、領土の領主は
 封建的早業以外の事かつたもの。 (Lehnstaat) ^{compounds}
 前記の如く中世に封じられた大部分はLandes-
 herr領土のLand (Territorium)に封じられた事。封じら
 れた土地は、単に各地方に散在する王室の領土(Reichsgüter)と

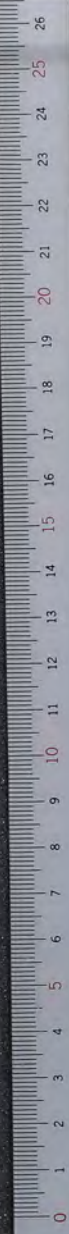
OpCARD 10



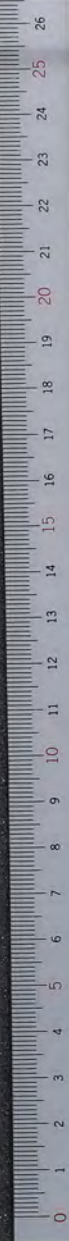
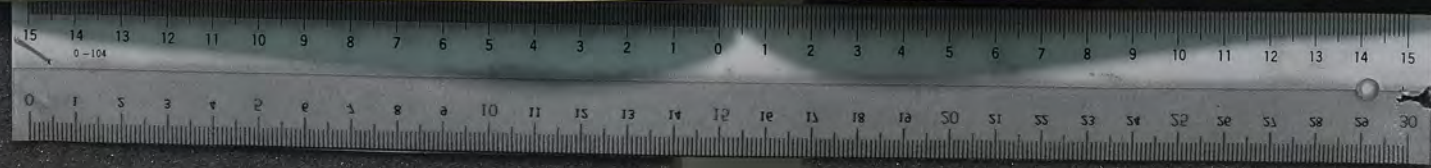
Landesherrnが支配地であった所の Grafschaften の断片の
 職名等に遺りかたの跡である。而してこれの支配地は王に委任する
 Reichsvoigt と置かれ之を管理せしむる Grafen 属する権利
 を行使せられたのである。König ~~は~~ 特選の名家の中の選挙
 が制された。13世紀の王は Ecclesiale Wahlmonarchie の
 所である。而して選挙権は 13世紀以来は丁使用の由来に依りて 教俗
 七人の Kurfürsten (選挙公) (三人は僧侶) が之を有してゐた。
 而して中世の間王位は世襲された。1438—1740は Habsburg
 の王位が續き 1745—1806は Habsburg 家の支那の Lott-
 ringen 家の選挙権であった。(これは其の地を分ちて置かれた)。王の直屬の
 官吏中主要なものに Reichskanzler (Mainz 97-4000, 1702-17
 年) Hofkanzler, 13世紀中王室裁判所 (Reichs-
 hofgericht) の長たる Hofrichter, 13世紀の初め Hof-
 rat (中世の長として任命された Oberhofminister) 等である。
 この Hofrat は 17世紀の代に王の顧問會議 (curia regis) の後身
 である。王の信託の大層貴族の顧問會議である。而してこの
 會議の組織は有るは 14世紀以来は各地の 10 人の如く 10 人
 員に到つてゐた。17世紀の召集は 16 人の顧問會議
 は 17世紀の代に召集した 16 人の顧問會議
 は 17世紀の代に召集した 16 人の顧問會議
 である。而してこの會議は中世の初めは單に universalis con-
 ventus, generale Colloquium 等と稱せられてゐた。15世紀
 には des Reiches gemeiner Rat (この一般の顧問會議)
 或は gemeiner Tage と呼ばれてゐた。選挙の Reichstag
 後世



OpCARD 10



この会議に出席の資格ありの16. Jh. の Reichsstände と
 稱はがその初めは Fürsten に限られていた。13. Jh. 以後は
 都市の代表者 14. Jh. 以後は Grafen und Herren と共に
 加わりつた。その結果中世の終りにはこの議會は Kur-
 fürsten, Fürsten u. Herren 及び Städte の三階級と
 なつたのである。この帝國議會は王の諮詢會議の性質を有
 してなおその権限も特異なもので、即ち Reichssteuer (帝國全
 へかりの租税) の徵收, Reichsheerfahrten (出軍), Reichs-
 fürstentümer (Fürstentümer) の変更, Reichsgüter の移転と
 は Reichstag の協賛を以て政治上的の授けられた。こ
 の次に Land の政治は Landesherren による。14. Jh. 以後は
 此階級に高位の貴族, Landesherren Vasallen 及び Grafen
 u. Herren, Ministerialen, 都市の代表、或はそれ以外の
 農民の代表者と共に Landtag (國會) は Landesherren 及び
 都市の代表の制限に於て。12. Jh. 以後は各地に Stadt (都
 市) が起つた。この当時以來 Stadt と稱するものは Markt-
 recht (開市権), Stadtrat (市會), Stadtgericht (都
 市裁判所) を有する自治體であつた。その起るの理由は幾つ
 ある。元來は教俗の大地主がその所有地の國王から特許を受け
 Markt と開きその周圍に高工業者を定住せしむることによつて成
 立つたもの Marktgemeinde が變化してものとなつて來たのである。
 このことを Marktrechtstheorie と稱する。然るに後世には
 王が Landesherren の特許を得て新しい形態の土地に Stadt



Landrecht

のものに建設せしむ。此の Stadt はその地を管轄
 する Graf の支那に Stadt の地主即ち Stadtherr の代官
 の支那の下に置てある 13. Jh. 以来市民 1 人 1 票 Stadtherr
 とし直し或は手協に次第自治権を獲得し市民より成る所の
 Stadtrat と置一人又は数人の市長 (Bürgermeister) を選
 有せしむるに始り都市裁判を行ふのである。都市の市民は有
 る市内の土地を所有し都市裁判所に管轄する所の商業者
 及び商に依りて市民の Stadtrat の職を遂行す有るが如
 後には都市の政治は其の管轄階級の如きに歸せし都市一般
 の貴族階級即ち都市の Geschlechter なるものが成るに他の諸
 階級の政治は有せざる市民の所有するに依りてある。此の都市に起
 る貴族階級を打破し自治権を獲得するに力があったるは
 手工業者の組合たる Zunft, Guild 等。此の 14. Jh. 以来
 自治の Geschlechter と衝突し都市の自治権を彼等の手に
 移るに成りし。この Zunft は 12. Jh. 以来理は此の如き
 的起るは其の如き。しかるに宗教的の共済組合が変
 るにそのありの如き有力である。此の Zunft は同業者の組合加入
 の強制 (Zunftzwang) 組合裁判所 (Meisensprache)、
 條例を制定し又行政をなすに依りてある。

第 3 章 人民の階級

中世の人民の階級は Landrecht による区別と Lehnrecht
 による区別に依りて異なる。しかるに其の如きものに先づき特例の改革

右の Ritterstand, Dienstmannen (Ministerialen)
の二階級が要である。

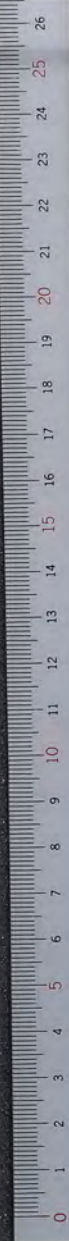
第一 Ritter 騎士階級 (Ritterschaft 騎士制)

騎士の階級は自由人と非自由人の二階級に騎士の生活と非自由人の職業的階級とある。武術と博覧の証候に主人から騎士時代の Wehrhaftmachung (武装の授け) に相當の所の Schwertleit 即ち武器の授けを以て騎士の階級 Ritter と稱してゐる。然るに 13. Jh. 以後の Ritter の中 Ritter-knichten と稱するもの區別を以て。前者は zum Schilde u. Wappen geboren 即ち Ritter の家生まれ Ritter の子孫を言ふのである。即ち騎士族である。而して Lehn を受けて Ritterorden (教団) に入るとある。騎士 Ritter とはこれより更に Ritter-bürgegen として言ふのである。

次に Dienstmannen については 13 世紀の貴族大衆に經歷した家士に分業した奴隸即ち ministeriales の言ひである。彼等は土地の耕作に從事するが故に土地を有する者の中世の國王や貴族に属する非自由人の階級家士 Dienstmannen の特稱をかた。其の地位は愈々高まり一応の行政の職務を分掌し Vasallen と同じ Ritter として軍役に従ふのである。その地位は非自由人の階級に Lehn を受けて Dienstmannen 階級に又主人の支配に Dienstrecht に服し且主人の Dienstmannen gerichte に服し、然るに 12. Jh. 以後一応の貴族に次第に貴族に Dienstmannen とあり地方は主人の

代官に制限がある。その制限は地方の依りである。

Ritter 階級は 13 世紀に形成された。そして Dienstmannen 階級の
その後の貴族階級向上の階級に依りである。



SachsenspiegelのRechtbuch

蓋し貴用はDienstmannの地位の高し1496年は非自由
人の身分と脱却しLehnと受りEdelleute(貴族)の身分
にとりかへたる。

第二. Landrechtの人民の階級

(A) 自由人

(I) Herrenstand

1) Fürsten ----- Fürstenの概念は時代により。12.
世紀の概念は1270年直轄^{直轄}カトリックの Graf
schaftと Fahnlehnとに受けてお所の Herzog 及び各種
の Graf 並に1270年直接に Keisertum, Abteiと Scepter-
lehnと受けてお所の Erzbischof, Bischof, Abte 等
のあり。

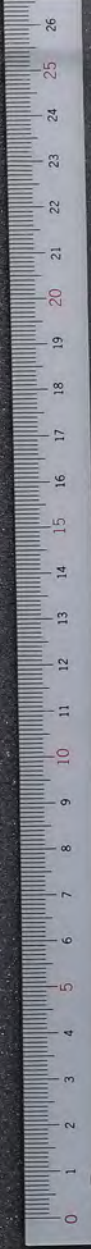
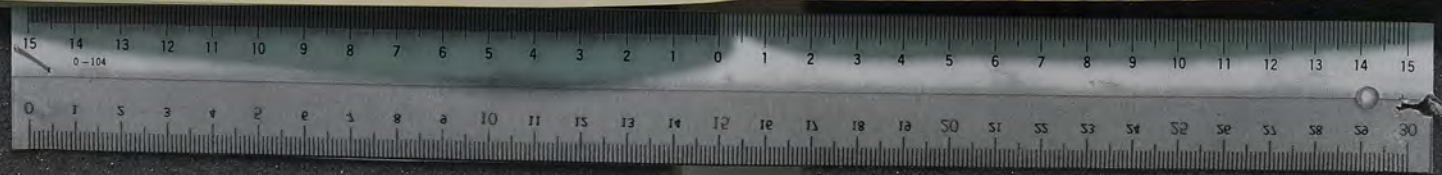
2) Grafen ----- これは Fürstenの下の Grafenを指す。

3) Freiherrn (Herrn i. e. S.) --- 自土地を所有
し或は Lehnと受り 騎士の地位を有し自分の領地の上で裁判
の裁判権を有する。これ Liberi barones と称せられた
である。

以上三つは行政権を有し高下の差別はあつたは紳士階級の一
つ Herrenの階級に属する。

(II) Schöffenbarbaren

Sachsenspiegelの
Herrenstandの次は Schöffenbarbarenとあり。これは
地を有する Grafengericht (Landgericht) の Schöffen (Sca-
lind) (即ち Urteilfinder と称せられた) たるを得る地主で自由



地

1) 或は Burgunden 特別 結果に 2-10 の 2-10 の 2-10 の 地。

人の一階級であり。もし果にこれらの階級の存在に 1 階級に 1 階級の一致と見なす。

(III) Pflughaften

これは地主の自由人である。しかし騎士の生計もかかる。軍事的勤務以外の Biergeld に対する土地の負担と買ったもの Nennstand Ra Schöffenbarfein 上の地位に在りである。

(IV) Freie Landsassen

これは他人の土地を借耕し、或は労働に付する自由人の一階級である Landgericht には 貴族の人民である。

(B) 非自由人

(I) Grundhörigen

農民

これは地主の土地を借耕し、しかしその土地に定着し、土地の自由を有せず。地主の Hofrecht と裁判権に服し、地主に 1/3 の personal 負担と買った半自由人である。(Serfs 農奴) の一部は自由人が買取った。他の一部は 1/3 の半自由人及び奴隷の解放されたものである。此等以外の買取の身負担は次の通りである。

1) Haratsteuer, 結婚税 (Maritagium etc).

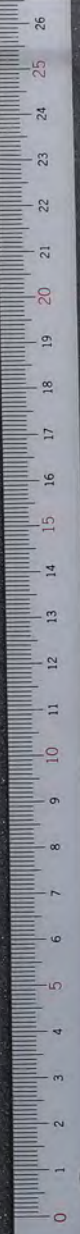
これは農民が結婚する時地主に 1/3 の嫁娶税である。

2) Kopfgins, 人頭税

3) Erbschaftssteuer 遺産税, 相続税

農民が死せる時はその残した財産の半は地主に Bauteil, Buerteil 等の名義で取られた。或は又遺産中の最良の家畜 (Besthaupt) 或は衣服 (Gewandfall) 及 Todfall (最良の)

OpCARD 10



体自身に所有物

Sterbfall (Mortuarium etc) に取得物。

(II) Leibeigen

奴隷的。しかし奴隷は減少して。奴隷的の土地を持たず、土地の定着のため主人の土地に無制限の夫役を、他の労働の月長に主人の所有物と見做す。(Tagelohn, Tagewerker) といふのは、同じ労働の賃金に服従して見做すこと。

以上が Landrecht の依り區別である。

第三

封建的 Lehnrecht の依り人民の階級 Lehnrecht の騎士の地位を世襲する七等の Heerschild に別である。Sachsenspiegel に依り、第一 Heerschild は王、第二 Heerschild は Pfaffenfürsten 教界諸侯、第三は Laienfürsten、第四は Freyherrn、第五は Schöffen und freien 及び Ministerialen、第六は 第四 Heerschild の Vasallen、第七は、これは階級を失つたのである。此の Heerschilderordnung の封建的の效果は、何れも自己同一の Heerschild の階級に依り Lehn を受けることである。若しこれを受ける時は、下級の Heerschild に準じて、見做される。

第四

Edelmütigkeit 平等身分の原則、中世の階級の區別を重要なものとする場合に Edelmütigkeit の原則が行なわれて、何れも何れも自己同一の身分のものを Mitteilbarkeit、即ち他人に所有の権利を授け得ることを要する。又後人相換は、被後人又はその相続人同一者又は別の身分に属することを要し。婚姻のいふ変更の效果を有する時男女が同一の階級に属することを要し。異階級の階級に属する時は Mis-

OpCARD 10

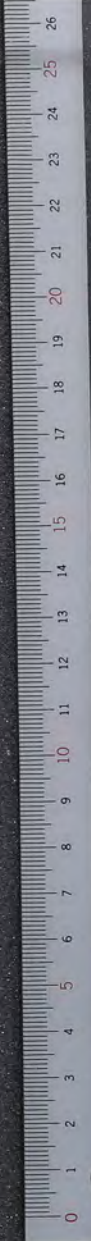
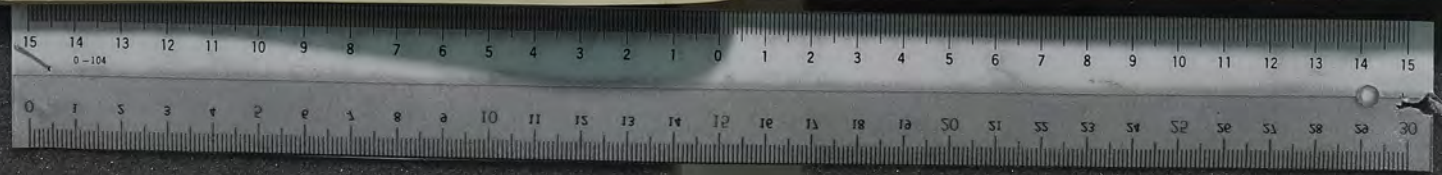


村地の単位が、1月1日現在の土地に属する。

heirat による間に生じた子は der ärgern Hand folgen あるいは
身分に依るものと原則である。
~~これ~~

第三節 土地制度

17世紀以前にわたる自由農村は中世のドイツの西北の部には
存在しなかつた。地方は村外の耕地の一部にわたる大地主の
所有に属し、或村落に属しては、或全部の土地が Grundherr-
schaft の下にありて居たのである。且又在村落の所有は All-
mende の如き或は村落の所有は他の大地主の Oberigentum
上級所有 (Sqr. Vatersigentum) の下にありて居たのである。大地主の勢
力は次第に衰へて来た。中世に於ては村落は自由村落に於て大地主の
ない村落に於て、その村落の耕地 Hufe を持つて居たのは相俣に
て Landgemeinde (地方団地) と組織に Bauersprache (村
政) (Bauersgericht etc) 等と村落の村政を執り Heimbürgen
etc (村長) と通常に村政を執行して居たのである。前述の Allmende
を所有する者が村落の Hufe とした者のみならず、村落の耕地に
家畜を飼つて居る者等はも全部に属して居たのである。而して相俣は相俣
に於て Mäckerding (Pflündering etc) と組織に Allmende
の管理村政を執行し又 Obermäcker 通常にその決議を執行
せしむる。Obermäcker の職制は、地方の大地主の所有
に属して居たのである。中世の土地制度は、特に注意すべきは Pflü-
tergüter の制度が重要である。元来ドイツの土地は、狭く
(弱土地)



後世の土地所有権

私闘の止むに由るものから

Gottesfrieden ... 10世紀の頃には神の平和
の法が制定され、是れは神の平和の法である。

封建的関係の主要な他の地方のRitterlehnが在る所のあ
る所の地方のRitterは14. Jh. 中一か所は其の農民の土
地を買収し他の一か所は其の地方のLandesherrの財政窮乏
に乗じて其の土地を以て人民の裁判権其の他の支配権
を以て譲渡せしめ、Ritterlehnを中心とする一つの支配地域を領有
するに至る。此の即ちRittergüterと稱せしむる所の地也。

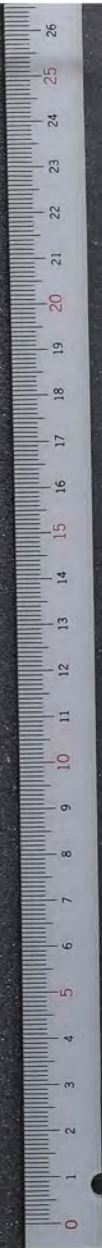
第四節 法源

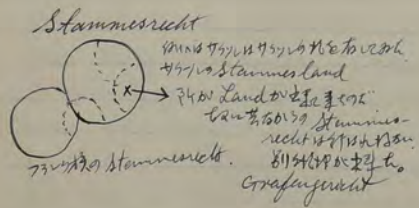
17世紀の長官地 Volkesrecht 及び Königsrecht の封建的
が中世の效力を失つた。唯國王及び Landesherr の立派は12.
Jh. の末迄は存続して居た。12. Jh. の末頃には封建的
関係の多きは一地方の貴族間の権限の制限の目的
を以て設けられた Landfriedensgesetz 地方平和法(平和維持法)
に止つた。此の期間17世紀の初めには封建的基礎の上に封建
的階級上の本質は在り、唯 Territorium の分を以て階級
的差別の複雑性は法律の複雑性を爲す。17世紀の初め
に中世の法律の種数は多し。即ち地方の法は其の
地方階級及び其の行つた法に違つた。今これを大別して:
Reichsrecht, Landesrecht, Stadtrecht, Lehnrecht, Dienst
recht, Hofrecht の六種とす。

第一 Reichsrecht

Reichsrecht はドイツに於て其の效力を有する所の地也。其の主たる

OpCARD 10





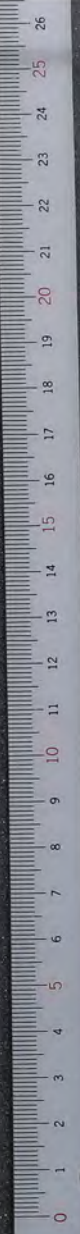
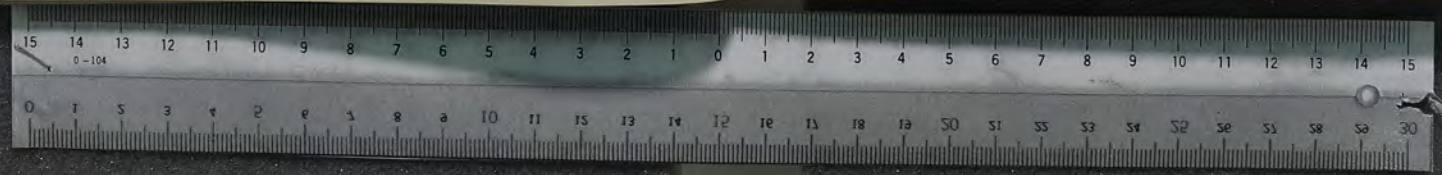
通(通) Kaiser (König) の軍勢及び Reichstag の協賛を経て
 1) 1196 Reichsgesetz として制定された Landfriedens-
 gesetz は各地の一部に2箇州境を画定した。
 2) Reichsentsatzung の進行に伴い同法は又他の諸州に Reichs-
 tag の決議により同様の形式で施行された。
 3) Mandate Privilegien
 この用王の國内及び外人に対して裁断の権を全うする。
 4) 王室裁判所の判決並にの Meisttömer 即ち王室裁判所にて決
 断の疑い同法同様の形式で施行された。

第二. Landesrecht

各 Land (公地) 内に於ける法律の主要の物は
 1) Landesgesetz — Landesherr の單獨に或は Land-
 tag の協賛を経て制定の法律である。
 2) Landesherr の Landstände に与へられたる Privilegien
 3) Landesrecht — 17世紀の市民権法 territorialism 並
 連年以來 Land 内に於ける變更は地方に固有の權限以
 て Landesrecht として地方 Landgericht の管轄に自由人
 の一般の法として行使され、17世紀の終りに個人主義
 は中世以後は廢地と主權に變化したのである。我地方は Land-
 herr が領内の中世市民の管轄を Landtag の協賛を経て一
 の地方に裁断した。

第三 Stadtrecht 都市法

OpCARD 10



Mittelheim
Kurfürst

...

OpCARD 10

12. Jh.の後半以来都市Herrschaft Weichbild (或はrecht) 形式の最初の例として或はLandesherrの都市に特許状(Charta)である。13. Jh.には都市が各自都市の修治と自治制定の権利を取れば、この都市の特許状はWillküren, Statutenなどと呼ばれた。又13. Jh.以来或都市では自治の内部及び編纂に特許状が作られた。この13. Jh. (14. Jh.)の間に各都市に自治の法律書(Stadtrechtbuch)が編纂された。

第四 Lehnrecht 封建法

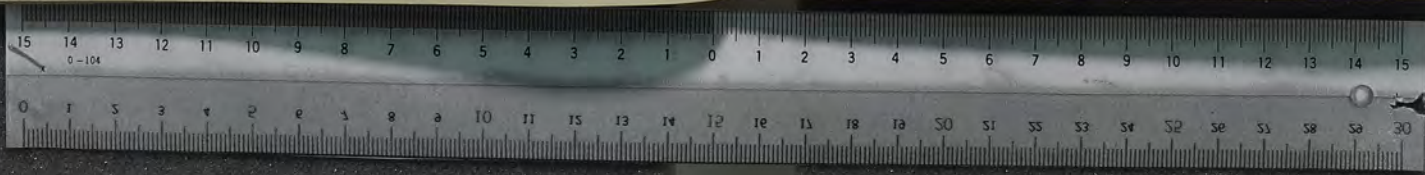
その源は13. Jh.以来ドイツの各領のLehnrechtbücher及び官治地所のRitterrechten (等) である。

第五 Dienstracht (Dienstmannenrecht)

11. Jh.以来諸領に於て領のDienstmannenに關するDienstrachtを記載したる色々の例がある。

第六 Hofrecht (庄園法)

大地の庄園に於て庄民の居住に於てある所のHofrechtを記したる例の一部は例として一部份の土地の立地である。庄園内では庄園の吏員は毎年庄民を召集し放免或はSchöffen (評議員) 等をして村會或は村の裁判會として村の守衛を司るはる例は擧げられる。而してこの場合の村の守衛の解任はWeistümer



Panopticon, Panoptique etc.

A. Repkow et al. Panopticon

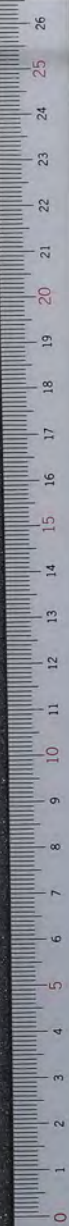
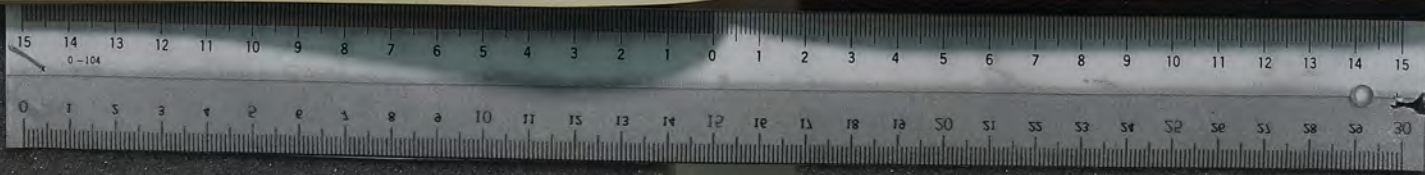
と称してある。この一部分は古来の慣習から、一部分は領地主の命令
による所の特規である。或地では Weistümer と記録してか
かれ Rodel (Rodel 系物) と称す。或の如く Weistümer の
制定は旧國の自由村荘に於て、模倣され、自由村の裁判官
に於て行われ、是を記録しての村の記録を、一々 Taidingen,
Pantaidingen と稱してののである。

第七 Landrechtsbücher u. Lehnrechtsbücher

13. Jh. 以来の 2 人の或地は Landrecht, Lehnrecht と記
録編纂してある。その中に多くの法律制定と統一がある
事から、次の如きである。

I) Sachsenspiegel. (Spiegel der Sachsen)

これは 1220—1235 の間に Sachsen の Schöffen ^{etc} により、
Coke von Reppgau が Sachsen 地方に於て Landrecht
と Lehnrecht とを記録し、最初には 3 言語で記され、
後年彼自身 niederdeutsch (中世の) に書き改めた。C. v. Rep-
gau の序文に Sachsen 全土の慣習に於ては、近頃の
近頃の字の石家とされ、これに記録してあるのは、
その地の慣習に於ての材料と見做して、且行々
其の著者の立憲的判斷を交へたのである。しかしその序文
は Sachsen 史 Gesch. buch と同視され、裁判所の通用
に於ては、又 hochdeutsch, 或は方言、
その方言を記録して Sachsen 以外に於ては



1) Richter Rechtsz. stetig u. stetigste
[?]の増設] 1189年以降のこと。

von Alters her

故にその元々の故に致す

Sachsenspiegel
の序文の一部

Rechtsrecht 400g

と模倣に引か多王宮補正の増設の Rechtsbücherの編纂を
見出す。14. Jh. には Sachsen Spiegel u. 諸解 2冊
のものが所収の理は中。又 Landrecht の 2冊 u. Glosse を
加へたのも理は中である。その理中最も古いのはトリ
の Bologna 大学に在りて Johann von
Buch の 2冊あり。初は又 Sachsen Spiegel 補正
と云ふ Sachsen u. 邦の Landgericht の 1冊と
2冊の Richtsteig Landrechts 1) と云ふ。その後人か
れと模倣に Richtsteig Landrechts 2) 作す。

"Dieses Recht hab ich selber nicht erdacht,
Es habens von Alters auff uns bracht
Unser gute Vorfahren."

"Ein Spiegel der Sachsen
Sol dis Buch seyn genant
Darinn der Sachsen Recht ist bekant.
Gleich als in einem Spiegel die Frauen
Ihr klars Angesicht pflegen zu schauen."

II) Das Mühlhäuser Reichsrechtsbuch
今日の Thüringens Mühlhäuser 邦の Landrecht と
2冊の Rechtsbuch あり。前者は 1185 年の 1冊と 1187 年の
Sachsenspiegel 2冊の 1冊と 1220 年の 1冊と 1220 年の
書の 1冊の 1冊と 1220 年の 1冊と Sachsen Spiegel 2冊

1) 古語の整理と可読なものが作られたのは、19世紀前半の事である。これは、ドイツ語の歴史を参照せよ。

ドイツ語の歴史
Deutscher Spiegelの歴史

kleines Kaiserrecht

大抵かつてのドイツ人の生活に於いては、19世紀前半の学術の進歩と共に、ドイツ語の整理の事である。併しこの整理の順序は、ドイツ語の歴史を以て(mitteldeutsch)が中心である。Sachsenspiegelの支配と言ふ得るのである。

III) Spiegel der Deutschen Leute.

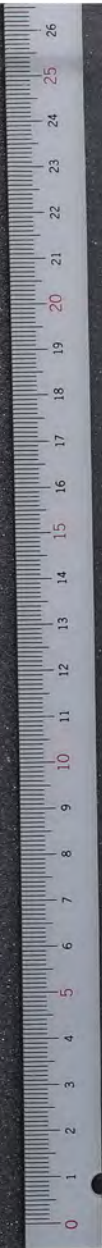
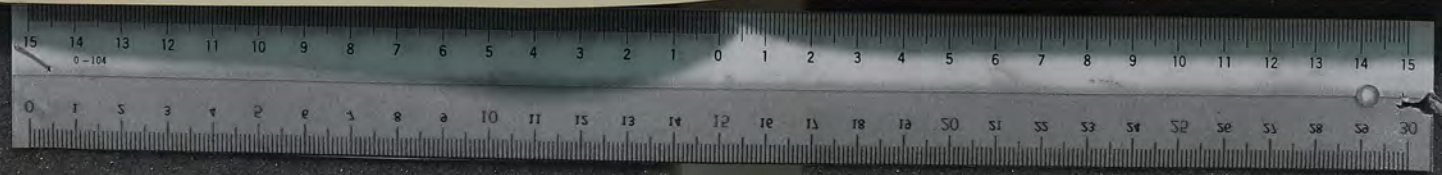
13. Jh.の事である。南独逸に於て Sachsenspiegelに模倣してこの Landrecht と Lehnrecht の二種の同様の書物を作成された。大部分は Sachsenspiegel の翻訳及び部分的な修正である。著者不明。

IV) Schwabenspiegel.

北独逸、南独逸の 13. Jh. 中著書と見做す。Deutscher Spiegel を修正増補したものとして Kaiserliches Land u. Lehnrecht と呼ばれる。14. Jh. 以来 Schwabenspiegel と呼ばれるようになった(シュワベン語版)。北独逸 Sachsenspiegel の如く諸方の採用された。37の語、72の語、42の語をそれぞれ又各地の裁判所に適用された。

V) Das kleines Kaiserrecht.

14. Jh. の前半に在り教皇の死の目的を以て著作された。その内容は Rheinland 及び Franken 地方の裁判と考へられた。この書はドイツの南独逸及び北独逸地方の裁判所に適用された。



第四章

第一節

ドイツ

deuts

敗れ

十年戦争

依り

増成

工業

兩軍陣

戦争

römis

口

二

地

板

I) Ku

II) Fu

sten

III) S

standschaft

Dr. v. Junke

Amargante Junke

Neinrich Meinich Junke

oprogen last

ich

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

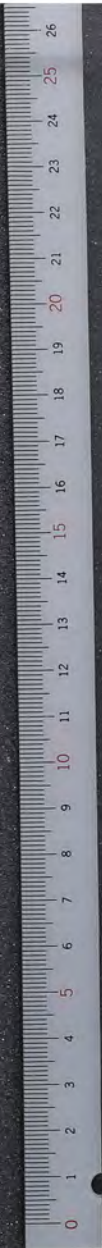
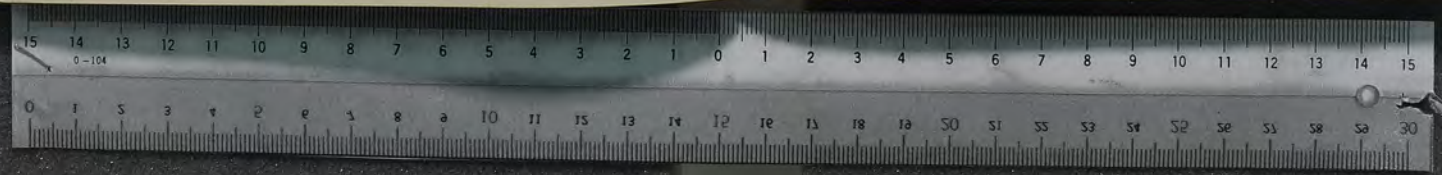
は

は

は

は

OpCARD 10



近世

第四章 Neue Zeit. (1495-1806)

第一節 政治的経緯

ハインリッヒ(帝)12月1512以後は Heiliges römisches Reich deutscher Nation と称せられた。しかし近世の初期は外交の失敗と1571-1555年の宗教改革並に1618-1648の三十年戦争の惨害は大きく衰微した。12人の選帝君は、依りて Kurfürsten 属にありて 1623 以後は増減あり 1803 以後は 10 人と有す。1508 年 Maximilian I は皇帝の戴冠式を有せり。故に Kaiser の号と称せられた。爾來漸くこの号を認めざるに至る。而して 12 人の戴冠式を有せり共 Von Gottes Gnaden erwählter Kaiser römischer Kaiser との称号を授けり。

この名義は *Potentate potestatis sacri imperii* 神聖ローマの最高の権柄を有し可なり。實は貴族の依りての権限が漸く増大し、及て Reichsstände の政治的勢力及び Reichstag の権限も著しく増大す。即ち Reichstag は 1787 以来次の三院に分れ。

- I) Kurfürstenkollegium
- II) Fürstenkollegium, 此は皇帝直属の Reichsfürsten Reichsgrafen, ^{Frei} Reichsherren 等たるもの評議である。
- III) Städtokollegium 此は都市の評議^評に Reichsständschaft を持つものは 51 あり、1803 年迄 60 あり。

OpCARD 10

Familienfidukomisse Justiz Justiz Wilhelm Hedemann
 Herrmann Kartenswieg. Gross Flauris Vepulinn
 Der Kampf um die Rechtswissenschaft Hans Goldschmidt
 Parsonenfassung. J gläubigste 15 15 15
 sel Vepulinn 23 23

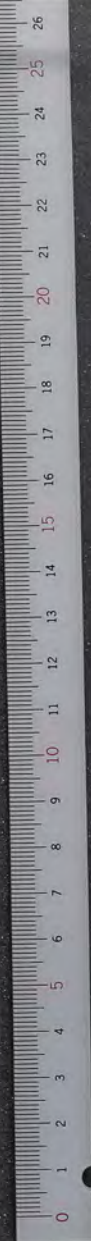
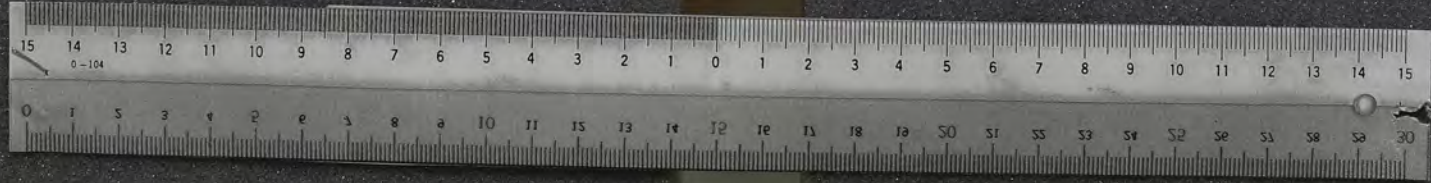
Es kam eine Nacht und ein Tag, und man
 eine Nacht und ein Tag, ohne dass sie etwas von
 ihm hörte. Idunna Otto O

Schnellichs Gipscht! Ich antwort auf Gipscht.
 O O O Otto Gipscht.

Wo ist das Tante Rief, das mich so mächtig an-
 gezogen hat.

Wo ist dein Brutt, das aufschwell ist
 Gipscht gleich zu Hellas. Idunna Gipscht

Heinrich! Heinrich!
 f. v. Gierke Gierke von unter Goethe
 Margarate Gierke Gierke
 G. G. Gierke Gierke
 O. v. Gierke Gierke Gierke





Langobardisches Lehnrecht

am g g genossenschaftliches
 Karl Renner, Langobardat Aldemann, Einführung Gesamteigentum

"HAKENKREUZ" W. H. Hakenkreuz, Gesamtbesitz

Lehnrecht Kontrahierungszwang 東大 東大 東大
 Max Müller Die deutsche Rechtsgeschichte 1. IIII

Säcker Kipperdey Säkularer Vertrag Karl Menyer Lehmann 東大 東大
 Selolf Wagner Hans Hans Handbuch des Aktienlehne Lehmann 東大 東大

Grundrechte Grundpflichten 柳 韓 退
 römisches Recht 1000 Jahre 東大 東大
 heute sog. römisches Recht.

bewegliche Sache und unbewegliche Sache
 germanisches Recht - Abzug Substanz
 植民地の穀物輸入 内地の土地は牧場 即ち Substanz 用としての。牧畜の価値の低下。それ結果として穀物運送の自由は法律上は原則として認められず。これは輸入者の利益のためである。

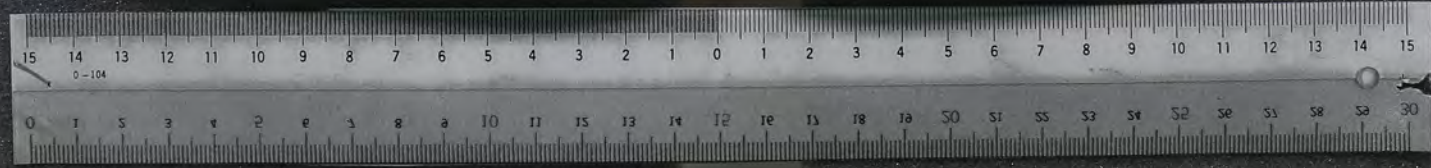
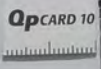
Final development
 expletive
 derivate

gesamt-hand Gesamteigentum 柳 韓 退
 Schrift perpetuante fische
 Schrift perpetuante fische
 Friedrich Gierke

Max Menyer, Karl Menyer
 Fam Familien F I
 essendes Pfund Ross
 Stahlhelm

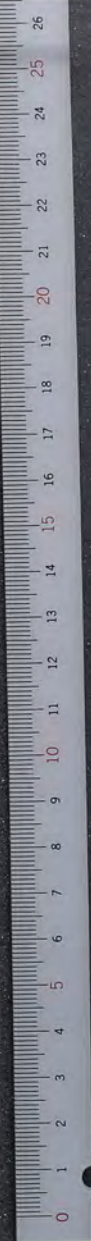
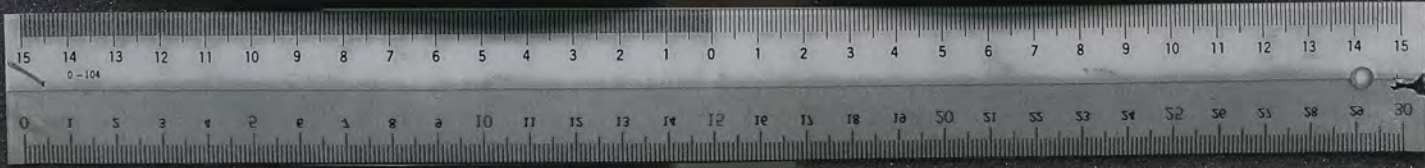
- städte 自由市であるLandesherrの支配権を有するもののほか、
 Reichstagの権限は1648、Westphalenの條約で初めて確立。
 立法、治罪の母体、戦室、選出、租税の賦税者、又裁判
 上の裁判権を有する。議事は先づFürstentumkollegium
 とFürstenk.を提出し両院の通過は同時に限り、stadtl.を
 同付する。可なり可なり通過は議案とReichsgutachten
 とあり。此の1院議案の效力を有するはKaiserのRa-
 tifikationsdekretにより公布の要は、この公布は1663迄は
 1院院式明答のみにあり。それ故に議案の通過は1663迄はReichs-
 abschiedと称す。1663にRegensburgの條約の締結、1815
 迄1院院式を行はる。連條院。1院院式を行はる。1院院式
 と議案の通過はReichsschlussと稱する。公布の要は
 至つたのである。

中世の封建的体系は1200の半葉終ると破壊の政体的不安を以て最大
 の原因は貴族の特権に公認され私闘(Fehde)にある。それ
 は、この初期の封建の元は、その基となる公認の力及び封建
 地方若しくは或則同様の貴族の承認は私闘を禁止する所
 のはLandfriedenspaeteと稱する。この中世の革命
 の第一の進展は一大改革の中心は公認の権力の増進にあり
 の秩序を維持し、この革命の中心は公認の権力の増進にあり
 1495にWormer Reichstagは一方に公認の権力の増進にあり
 私闘を禁止する。この公認の権力の増進にあり、Cuirger Landfriede
 と稱する。他の一方にあり、Reichskammergerichtの



新設地を以て衰微しては帝の司代を以て其権を承け其地を
 増の機関とせしむ。この Reichskammergericht の新設はいつ
 近世史に特筆すべき大事件に非ざればならぬ。其地は及ば
 E. は大なる。百年の裁判所の Beisitzer (Urtellfinder)
 の一が此に之を治するの採用は之は帝に之を治すに受ける
 此を促進し直接の原因にほ月する可き事あり。前述は如き
 此の力は近世に至りて甚しき制限地を以て Territorien の及
 而る Landesherrn なる Landesherrn なる内
 此に大なる増大は。故に Westfalen の條の (1648) の
 以ての草案は Landesherrn なる Landesherrn と共に
 Souverainete, 亦即ち ius territorii et superioritatis
 と共にその Landesherrn なる Landesherrn なる
 此に對する地位の外は外に之と同等の権利を以てせしむ。此
 の Landesherrn なる Landesherrn なる地位は
 此に對する専制君の如き力を行使する事あり。此は
 テリトリーなる土地を以て其の成りたるは此の地は
 此は貴族や都市の努力を以て其の地を以て其の地を以て
 此以來其の顯著となり事あり。此に Landtag なる
 此に對する有名な實と化して其の地を以て其の地を以て
 此に對する有名な實と化して其の地を以て其の地を以て
 其の Lehnsstaat なる Brandenstaat なる。1848 の前此
 此に對する有名な實と化して其の地を以て其の地を以て
 Land なる事あり。故に Brandenburg (の Prussia)

OpCARD 10



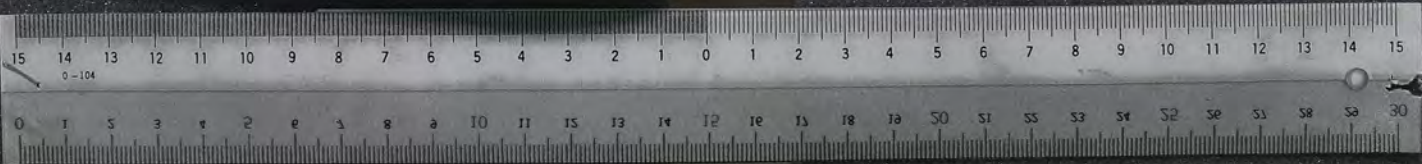
*irregulare aliquid corpus
et monstro simile.*

Osterreich, Bayern 等の最も強大の国であつた。向いて243
 361のLandesherrnの領土は故にKaiserと意をとりたる
 地位と権力とを有つた。これは必らずの事であつた。"Jeder Fürst
 ist Kaiser in seinem Lande."
 此の如く近世の君主は一々の帝君としての souveraineté と有る
 天子の地位を有つては 変態の事なれど、從て古の如く神聖中
 國の如くの中世の如くに藩屏の如くあり、王権の子弟道はと
 ちつたを端緒にして帝初に権威の如くあり、是れ他の
 の子弟に帝に成るを望むるを合意せし。Hippolytus a
 Lapide (1624)の如く王と臣とは貴族の如くありて、
 Reichsstände 等の如くありて、主君は又 Monzambano
 の如くありて、Samuel von Pufendorf の如くは
 天子の臣と臣の如くあり、一々の如くありて、
 Ludolph Hugo 1661の著述に於て是れ天子の臣と
 臣の如くありて、Bündnisstaat ありて、
 Westfalen の如く後世一世紀の如くは有名な義の如く
 ありて、
 1792年の初頭 Napoleon の如
 く、
 1806 Paris 條約
 によりて16の Fürsten は Napoleon の保護の下に Rheinbund
 と稱せしむるに 8月1日 帝君の承継を分る事立りたるに
 意を
 示す。此れより 1805年 帝君の變は予期して天子の如く
 Franz II 是 Kaiser von Osterreich と稱し、有力の Fürsten
 の如く König 或は Großherzog の稱号を有るることあり。31

98.

この成立と共に即ち1806の8月6日 *Frang II* はこの
王位を放棄せしむと宣言し、茲にこれを以て其の神聖
ローマ皇帝の地位を失はせられた。Rheinbundの成立は即ち
1806迄65ヶ年以内は *Osterreich* と争つた事、即ち
後の併呑期間であったと見て得る。今この経過を略述す
以下の如くである：

- (I) Rheinbund (1806—1814) 20の16の Fürsten
の同盟であるが1808に他の諸国が加入した。そのRhein-
bundは従来の同盟 (Staatenbund) にあつた様子は
12の諸国が Bundesversammlung とあつたのである。
- (II) Der Deutsche Bund (1815—1866) これは
1806以来 *Napoleon* の世の7ヶ年以内1813—14に起つた
自由独立戦争 (Befreiungskrieg) 時にフランスの勢力を駆逐す
るに起つた。この Rheinbund の後である。茲に1815の
Wiener Kongress の結果に於てこの同盟を有する Fürsten、
Freistädte 等はこれに Deutschland であるに對して僅か
なる自治を認めざるに全う同盟の統一の Bund を締結す
た。即ち Der Deutsche Bund とおこす。Prussen、*Öst-*
reich 及び34ヶ國及び4の自由都市 (Lübeck, Frank-
furt, Bremen, Hamburg) の3城に於て1815年39—33
の同盟を締結した。これは亦各諸国の同盟の性質は各同
盟国の便宜に成る Bundesversammlung とあつた。此に
この同盟も各諸国に對して是れが同盟の統一の同盟の自由

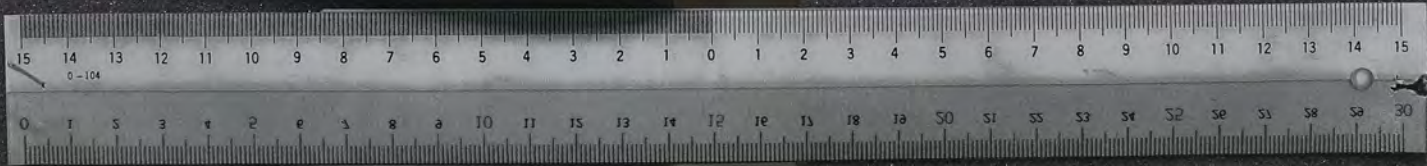


追加改革と行つたおかげで市民の反抗を招いた。1848年の
 Paris二月革命が成功したやうな影響の下で同盟軍
 の国民的民主的政変運動の激化となり、1848年制定の
 憲法のKaiserを對し帝冠を相授けられた。此の
 時既にPrussia, Österreichの勢力争いが高まり、改革
 運動はこれを以て、1866年まで普魯戦争の起り、俾
 斯は北の形勢一変、その年の8月から10月の間にPrussia
 はドイツの北部諸邦を統合してDer Norddeutsche Bund
 と組織することゝなつた。

IV) Der Norddeutsche Bund (1867—1870)

これは1848年の改革運動の清算とに同時代に制定された民主的憲
 法の精神に基づいて相授けられた所の Bundestaat である。
 1848年制定の Prussia の King の地位を Präsidium
 と名づけ、邦邦の代表者の所を Bunderrat とし、
 邦邦の代表者を Bunderrat とし、邦邦の代表者
 である Reichstag の協賛と認められた。邦邦の
 代表者は1867年の時に実施された。邦邦の
 1870年の普魯戦争と同戦した邦邦 Prussia,
 Baden 等14ヶ国を Bundestaat として、1871
 年のために普魯戦争の勝利を以て、邦邦の代表者は1月18日
 に Versailles において Prussia の King と Deutschen König
 と相授けられた。果 Norddeutscher Bund は 24ヶ国と3自由
 都市とを以てする所の Deutsches Reich である。

OpCARD 10



第二節 人民の階級
第一 貴族

近世の貴族階級の中 Reichsstandenschaftを有せざるの意
被下級の区別が甚し。

I) Hoher Adel

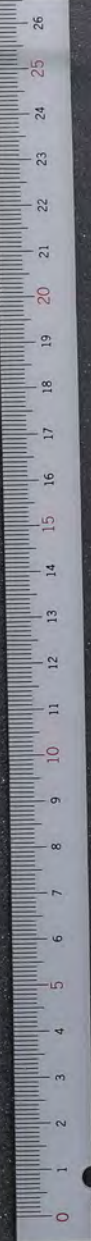
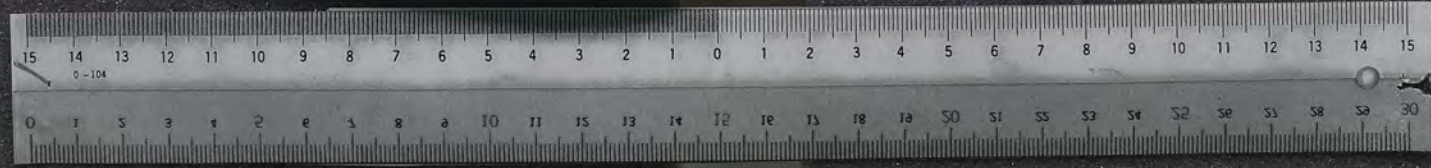
帝に直屬の Reichsunmittelbaren (直轄) 所の Fürsten 及
Herren である。彼等は各地 Landesherren として其の Land
を支配し Reichstag 座席と表決権を有する。又 Reichs-
standenschaft を有する階級にあり Hausgesetz 家法及 Fürsten-
privatrecht 等の特權に依りて家族を支配し物權を有す。

II) Nieder Adel

近世の二種の貴族を述べ。

1) Reichsministerialen 中世の ministerialen 中世の
Fürstentum 属する者は其の同盟団体に Landesherrn 支配の
軍將を兼ね帝に直屬の Reichsritterschaft 及び Autonomie
(自主権) を有する所の (Korporation (法人) として) 存在し、
是れは Reichsritter として領地を制限的 Landesherrlichkeit を行使
せしむるなり。併し彼等は Reichsstandenschaft を享有し其の
地位は高級貴族に一段高なることあり。

2) Landesadel 帝に直屬の Landesherrn 支配下の
貴族なり。痛風の封建時代の第 2 階級の中にありて之を Ritter
時代で管束して常用せられたる Landesadel は其の國柄 職業等
の政治的影響力は甚だしくありたることあり。



以上各種の貴族は高級貴族の如く Hausgesetz von Fürstentum 等の如く特別の権利を有するが、特別裁判權、Lehn, Rittergüterの取得權、Wappenrecht, Familienfideikomisse 設定權等を有するは平民に對し特権階級を形作つてゐた。

第二 平民

自由平民は市民と農民とに分れて自由平民は公領の自地を以て、土地の不安定、居住の自由の制限のある土地に於ては非常の窮境に陥り各地に救恤を乞ひ Landesherrn 交はしたるが、諸軍に對し土地の買入を許さず Leibeigenschaft となつた。

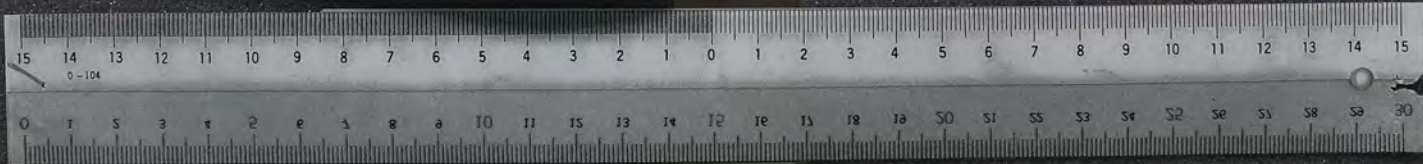
第三 Leibeigenschaft

近世の初期は二種あり、その一はドイツの西即南部に於てあり、これは中世の Leibeigenschaft と半自由人とを混同して先は半自由人を経て地元の領主の奴隷に近し或地方は半自由人に取扱はれた。第二は東部の Leibeigenschaft あり、諸侯の地主に對して Leibeigenschaft となし、隔たれた領土に對して領土の領土領土と Erbuntertänigkeit と稱せられた。Preußen は Friedrich Wilhelm I 世の農民の解放の計画、(Bauernbefreiung) 1807 に遂にこれの Leibeigenschaft + Erbuntertänigkeit の制度を廢止した。

第三節 土地制度

近世の土地制度は諸國に於て東部地方の Gutsherrschaft (Grundherrschaft) の嚴格なるものあり、政權に於ては(中世の如く)

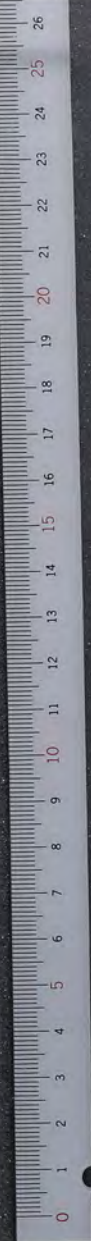
OpCARD 10



東部の地方は強、Rittergüterの生産は18. Jh. 以降封建
 勢力の勢力が失われ、Ritterは武器と筆で領土を掃
 蕩し、土地を自己の持地の経営に専らした。然るに領土は未だ
 自己の直接管理地の擴張に因り採集地を農民に貸与に
 耕地を回復した。(これを Lehen とす)。これに彼等の永代借地権
 確立して、或は又代々の租税に不安定の Leasgüter と
 した。或は又借地人の大段に重税の地を Rittergüter
 の邊縁に廣大の自営農地即ち Gutsherrschaft の生産地。
 自由農民の (Gutsherrn Untertänigkeit) と此の弊を故
 國の Preußen 王 F. Wilhelm I 及び Österreich 王
 Joseph II 以来漸次 Lehen der Bauerhöfe の弊を止。
 且地主の空位なるを農民の借地を自己の所有とす。自
 己の貸与とす。Leihzwang と行つた。是れ土地制の改
 革の農民の根本的の改革は 19. Jh. になり、Preußen 王
 趙に於ては、即ち 1807 年の 11 月革命の精神に於て第
 一の土地所有の制限と擴張し、農民は Rittergüter と取ら
 せられ、1811 年の法令で Leasgüter の所有が、即ち地主
 自己の所有とす。即ち 1808 年の法律は農民の所有とす。
 の永代借地 (Erbzinsgüter, Erbpachtgüter) と或は借地
 以上は地主の所有に帰せしむ。

第四節 法源

中一 一に之法の建設 Rezeption



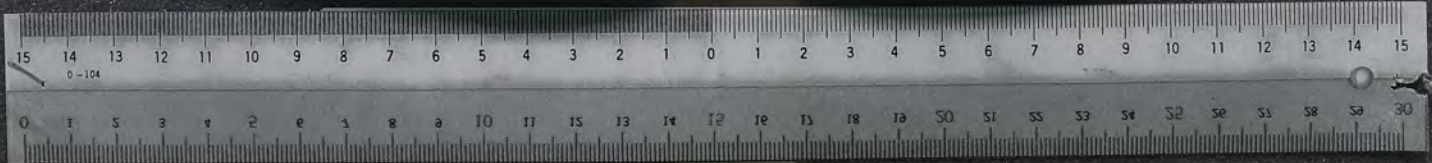
universitasの正統性の材料は金銀の
明細帳の写しである。この写しは1087年に
Amicusが1088年に作られたものである。

obscureus (1270) は glossatorum の 1270 年
の法草である。

108

11. 9年の末以来、1471年 - Bologna 大学に215の研究の
 2 - の研究120の留学者が多数いたるの1285年 - 1471年の間に
 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840. 841. 842. 843. 844. 845. 846. 847. 848. 849. 850. 851. 852. 853. 854. 855. 856. 857. 858. 859. 860. 861. 862. 863. 864. 865. 866. 867. 868. 869. 870. 871. 872. 873. 874. 875. 876. 877. 878. 879. 880. 881. 882. 883. 884. 885. 886. 887. 888. 889. 890. 891. 892. 893. 894. 895. 896. 897. 898. 899. 900. 901. 902. 903. 904. 905. 906. 907. 908. 909. 910. 911. 912. 913. 914. 915. 916. 917. 918. 919. 920. 921. 922. 923. 924. 925. 926. 927. 928. 929. 930. 931. 932. 933. 934. 935. 936. 937. 938. 939. 940. 941. 942. 943. 944. 945. 946. 947. 948. 949. 950. 951. 952. 953. 954. 955. 956. 957. 958. 959. 960. 961. 962. 963. 964. 965. 966. 967. 968. 969. 970. 971. 972. 973. 974. 975. 976. 977. 978. 979. 980. 981. 982. 983. 984. 985. 986. 987. 988. 989. 990. 991. 992. 993. 994. 995. 996. 997. 998. 999. 1000.

12. 9年の末以来、1471年 - Bologna 大学に215の研究の
 13. 9年の末以来、1471年 - Bologna 大学に215の研究の
 14. 9年の末以来、1471年 - Bologna 大学に215の研究の
 15. 9年の末以来、1471年 - Bologna 大学に215の研究の



Was gemeines ist 1817

Pandektenrecht

Deutsches Privatrecht

1100 法学の発展は、中世の半ば以後、帝国に普通法 *gemeines Recht* として進歩するに至るのである。
 この中世の中世の半ば以後は、帝国に普通法 *gemeines Recht* として進歩するに至るのである。
 この中世の中世の半ば以後は、帝国に普通法 *gemeines Recht* として進歩するに至るのである。
 この中世の中世の半ば以後は、帝国に普通法 *gemeines Recht* として進歩するに至るのである。
 この中世の中世の半ば以後は、帝国に普通法 *gemeines Recht* として進歩するに至るのである。
 この中世の中世の半ば以後は、帝国に普通法 *gemeines Recht* として進歩するに至るのである。
 この中世の中世の半ば以後は、帝国に普通法 *gemeines Recht* として進歩するに至るのである。
 この中世の中世の半ば以後は、帝国に普通法 *gemeines Recht* として進歩するに至るのである。
 この中世の中世の半ば以後は、帝国に普通法 *gemeines Recht* として進歩するに至るのである。
 この中世の中世の半ば以後は、帝国に普通法 *gemeines Recht* として進歩するに至るのである。
 この中世の中世の半ば以後は、帝国に普通法 *gemeines Recht* として進歩するに至るのである。

OpCARD 10



Karl, der Kalk

法の法典 *corpus iuris canonici* のとおり 11の書に建てた *consuetudinibus feudorum* と連立して現行法とに通用する。
 の次。後者は、*14th* の教年より *15th* の半葉迄に次々と書物として
 出版のイクリーの書に建てたが、其不甚と云ふは、¹¹ 皇帝がイクリーを
 批准して建てたのである。

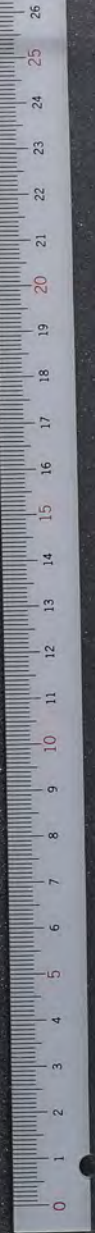
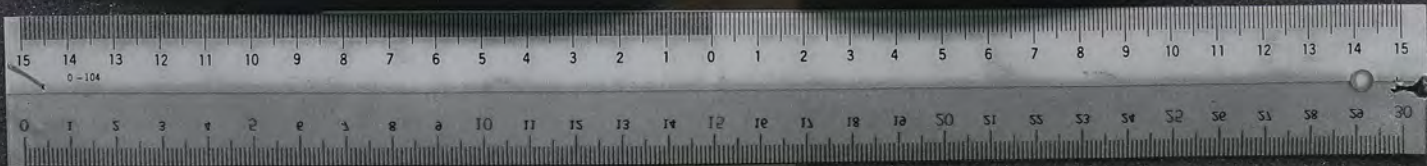
第三 十八世紀以前の法律改正

18th 以前に立法された *Reichsgesetz* の中では五月にナポリ刑法
 及刑法の歴史と時期と劃して *Die peinliche Gerichts-
 ordnung* (重罪裁判令) (*C. C. C.* と云ふ = *Constitutio Ca-
 rolina criminalis* --- *Carolina* は *Karl V* の名) である。これは
Johann von Schwarzenberg (1469—1528) が 1507に
Bischoff Georg von Bamberg の命令に依りてその著述に
 依りて刑法の理論を基として編纂した刑法典 *Bamberger
 Halsgerichtsordnung (Bambergensis)* を主な材料として
 1521以来数年の間に改訂され、1532の *Karl V* の *Regensburger
 Reichstag* 決議と共に同様に公布された。この刑事法典である。
 * *Territorium* 及び平定軍地の法を以て法律の改正を改正し
 る2種の原因の導入、等である。当時土地法の改革を *Reformation*
 といふ。その法典は *1671* 1479の *Nürnberg R.* である。

第三 十八世紀以後の法典編纂 *Kodifikation*

18th 以前は *17* の法制の改正の目的を、その改正の結果は予

OpCARD 10



期に及んでその法律制定を複雑にした。而して1794年
にその反動として一種の法典が起った。それはドイツ固有の自然法
の理論に基いて Hermann Conring 等の一派である。それは Ver-
nunft (ratio) に基いて制定される自然法学的なものである。而して同
派の学者は最も熱心に法典編纂の仕事をした。しかし1812
年になつて来るまでその数は1894年以前は各 Land にそれぞれ
おこなわれていた。主要なもの次の如し：—

I) Bayern --- Maximilian IV の時代

- 1) Codex iuris Bavarici Criminalis, 1751.
- 2) " " iudicialis, 1753 (民法)
- 3) " Maximilianus Bavaricus Civilis, 1756.

十九世紀になると

1) Strafgesetzbuch von 1813 (Feuerbach)
u. 1861.

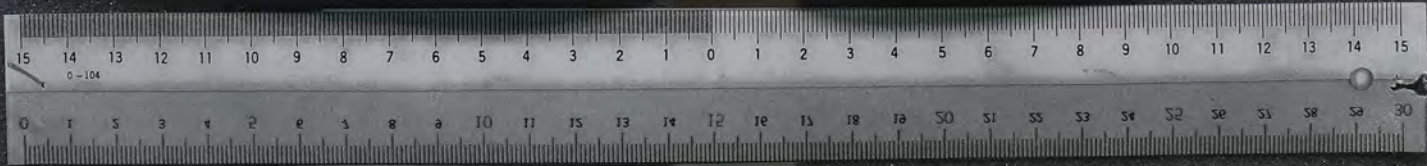
2) Civilprozessordnung von 1850.

II) Preußen --- Friedrich der Grosse の時代

- 1) Die Hypothekenerordnung, 1783.
- 2) Allgemeines Gesetzbuch für die preussischen Staat
Staaten
1791.

Dieses Allgemeine Landrecht, 1794. 此は廣くは法律と行政
の法典を意味し、刑律その他行政法を併用するものである。この法典は17
國の法典を加味して比較的多くの原則に21の subsidiä-
risches Recht を附して18-19. Jh. の初年即ち近代中世

OpCARD 10



に出色ののである。

3) Die allgem. Gerichtsordnung, 1793.
19. Jh. にはまだ

- 1) Die Kriminalordnung, 1805.
- 2) Gerichtsverfassungsordnung, 1849.
- 3) Strafprozessordnung, 1849.
- 4) Strafgesetzbuch, 1851

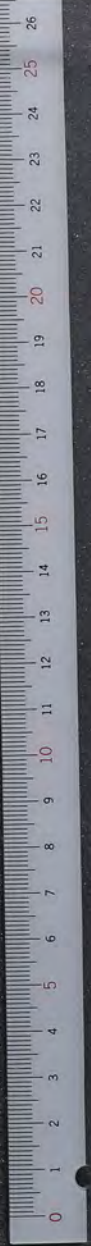
IV) Österreich --- Maria Theresia, Joseph II の頃
刑罰刑罰の本末が十九世紀の1811の Das allgem. bür-
gerl. Gesetzbuch がある。この民法はPrのころの民法と
同じでこの国性にかはれれば比較的多。

IV) Baden --- 1807年編纂された Code Napoleon を改正し
て補修された1809に Badisches Landrecht とするに実
施した。この Code Napoleon はPrのころの民法とPrのヤオス
トのころの更新多の所の法法である。

第四. 第十九世紀に於ける獨逸法制の統一

既に1814年に法蘭西の Thibaut と Pr の史学者の肉祖の Sav-
igny の両博士の12支通の私法典編纂の考えは國有の論争があ
る。Thibaut は熱心な民法學の専門家と見られ、Pr の史
的資料をその名の下に研究してその12支通の法典を編纂し
てこれを祖にこの法典の12支通の法典の編纂がその名

OpCARD 10



Thibaut, Über die Notwendigkeit eines allgemeinen
 bürgerlichen Rechtes für Deutschland, 1814
 e. Savigny, Vom Beruf unserer Zeit für Gesetzgebung
 und Rechtswissenschaft, 1814 3. Aufl. 1840.

このとおり。そして過去の法律の研究者が今日の法律と編纂の歴史は早い失敗に及ぶ。しかし法律の経済的交際は各段の歴史編纂の歴史に及ぶ。18-19世紀のありは各段の歴史と
 1) 次のとおり。

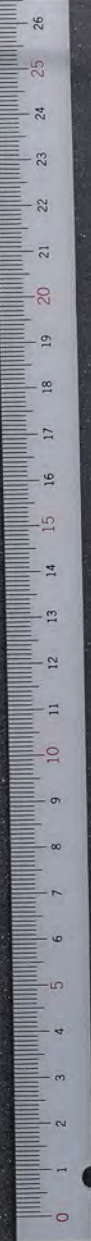
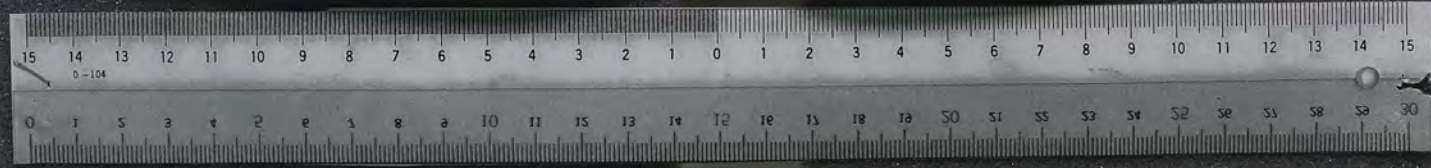
1) Die allgemeine deutsche Wechselordnung u.
 Das allgem. deutsche Handelsgesetzbuch
 前者は1793年邦内経済的の統合のため1835の国境同盟の
 起るまで1848に Reichsgesetz に公布された。後者は1861
 の Bundesversammlung の決議を経て1865の内
 閣府の議に採用された。この法律は1869年に更に Bundes-
 gesetz に施行されるに至る。

2) Reichsstrafgesetzbuch. 1845 Norddeutscher Bund
 1850に1851に制定は Preußen の刑法典を修正し邦内の刑
 法典としたのである。1871に更に修正し Reichsstrafgesetzbuch
 とした。後1876に又修正を加えられた。

3) 1877年に17州に共通な裁判手続法、民事法、刑事訴訟法
 Konkursordnung 等の制定は1877年12月1日の裁判手続法
 後とされた。

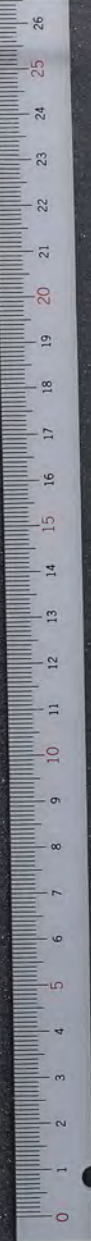
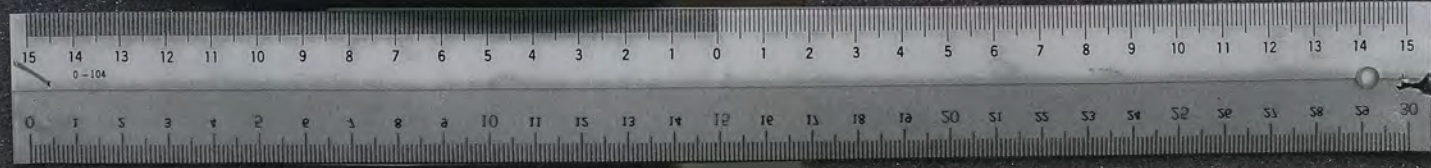
4) Bürgerliches Gesetzbuch (B.G.B.) 1873
 の Reichsgesetz であり邦内全部に適用された。1874
 に Bundesrat の決議を経て1874年11月の法律家十人の委員会を経て
 邦内統一の起るまで1888年まで草案の形式内容が不
 十分で、世評を招いた。Bundesrat が1890に更に22人加わった。

OpCARD 10



120

委員会及び草案の修正委員会委員は⁸⁹1861-5の四年
 間草案作成は、1895に Bundesratに提出され、その後
 修正後1896の Reichstagに提出され、若干の変更を加へて同
 年8月18日に公布され、1900年の1月1日から効力を発生して
 いる。この民法は、編纂前の42の邦の民法を統一して、理論
 的国教の所の Romanisten と、その反対の他は、高田の
 Germanisten とが対立して居た。42の邦は、Savigny と
 扶42丁民法の樹立に力を入れた所の Eichhorn の流を以て
 統一派である。これに Bescher, Huber, Gierke 等がその代表的な学説
 である。編纂前の民法の西派の斗争の E. は、後からかた、前中
 には、E. I が不利な理由は、前派の Romanisten が、
 E. II の分子を排斥したからである。E. II は、その後の E. I 及び
 主義の復讐採用の所であるが、その他は Code Napoleon
 及び民法新法である。この新法は、19. Jh. の初め以来
 の民法の統一の目的を達して居た。この民法は
 編纂に伴い、HGJに要するに、1897年修正後1900年1月
 1日から施行される。その後、民法の補助として、1907年不動
 産登記法、競業法、強制管理法等が制定された。Savigny は



Personenstand

1) 4歳未満の Totenteil として一名の被相続人が
行われた。

2) 4歳以上6歳未満の被相続人は2名あり。

Totenteil

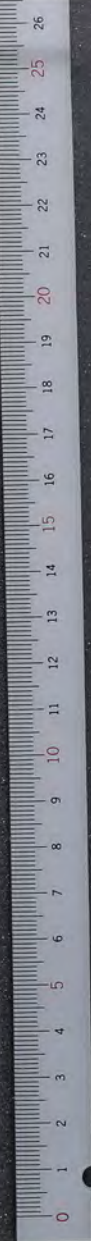
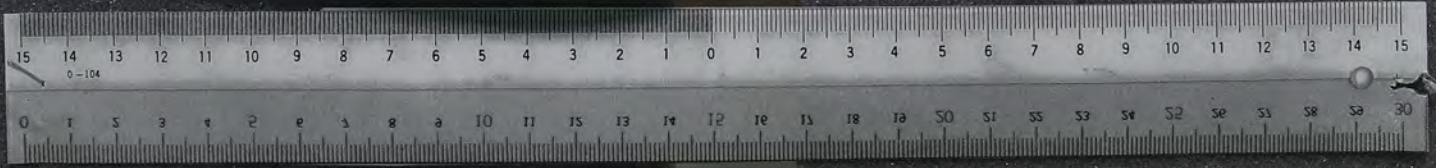
被相続人

北西方向の慣習を各言に載にあり。その後次第に他の証拠としてALRに代るに及ぶ。ALRに於ては、慣習の存在を出生の際にその人が望
望の声を明確に聞かざれば、その一つの証拠として加わらず、
嬰兒の人格に享有する人間の形を有するに依りたる Sach-
senspiegel 及び Monstra, Moten 等は人格に特有な規定に
あり。その時代及び中世の土地に於て望望の人格に享有するに
依りて成り得る生存能力 Vitalität を有するに依りてあり。即ち
Westphalen の遺産相続法に於ては、先づ14年間生存に依りて存
在に依りたる Sachsenspiegel に於て生存期間を定むるに依りてあり。
おとよびの大地に於ては、存続に依りてあり。

最後生存と公簿の登録ありては、存続に依りて存続の権利に
依りてあり。しかし、制限は甚だ不平等なものであり。即ち1875
1872 の法に依りては、自らその身分登録制を制定して code
civil 文の同一の規定を想定し、其に於ては、1771
迄の模倣 *Preußen* の 1874 の法律に依りては、1712 年
の法律に依りての制定を輸入し。

第二 人格の終期

I) 死亡 此の民族の最も古き法律に於ては、人の死亡はあ
れど生存に依りてあり。故に、此の人格は、或る行為の終途
と存続に依りてあり。即ち、此の Totenteil (死分) に生存に依りて
所有に依りて、即ち、武器、馬、同様の地下に持参する
等を持する⁽¹⁾。又他人の殺害に依りて、親族が殺人犯として罰せら



1) Die Klage mit dem toten Mann.
od. der Hand.

2) Sitt. gegen den toten Mann. v. v. v.
Brunnet v. v. v.

3) Friedlosigkeit & Rache. 殺害は被害者の氏
Sippeの殺害に對して。

4) 公衆の不服を如何にせむ。此は法律上の事なり。 (S. 11)

5) 以て自らの利益を辨明せむ。

6) 債権は、これ又分給せむ。別々の刑罰に對して。

(和語訳あり)

7) Quisquil adquiret monachus ad
quiret manasteria
(修道士の権利は修道院にあり)

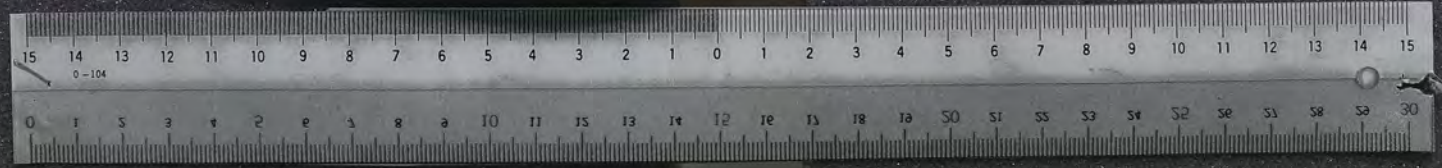
1) 被害者の死体の遺棄は、其の死の代償として許容せられたる。⁽¹⁾
又強行犯人と殺害者は被害者が犯人の死を証明せしむるに死体
の遺棄は、其の死の代償として許容せられたる。⁽²⁾ 然し、此は以
其の死の代償としての思想は漸次消滅して、其の死の代償としての
は中世迄の行はれたる。

II) Friedlosigkeit 平和剥奪(喪失)⁽³⁾
中世の古くは、團體の生かすに於ては重大犯罪人の Fried-
losigkeitの刑に付した。此の刑は世に世に Friedlosigkeitの刑
は殺害の夫の死に付し、此は公衆の殺害に付した。⁽⁴⁾
此は法律上全人殺害に等しい。中世の物に於ては、
Obrecht (國外放逐)の刑罰に此に近しいもの漸次消滅
した。

III) Klosterstodt (od. -todt)
修道院の依りて Monch, Nonnenに修道院に入るとは能
の爲に財産を喪失し、又は取得の能力を失ふ。⁽⁵⁾ 及て、中世に於
ては修道院に入るとは、其の死の代償として、其の死の代償として
相侵人、移す。此は、中世の古くは、修道院に入るとは、
IV) Verschollenheit

失業者は、同世の中世に於ては、中世に於ては、
初めの不足金あり、毎月10日所在、不詳の時、遺者の財産に
を、同族の相侵人、同族の失業者、或る遺者の財産に、
担保と提致せしめられた。是後、相侵の期、失業者が帰還せし
時は、相侵人に、此の財産に、相侵せられた。而して、
(和語訳あり)

OpCARD 10



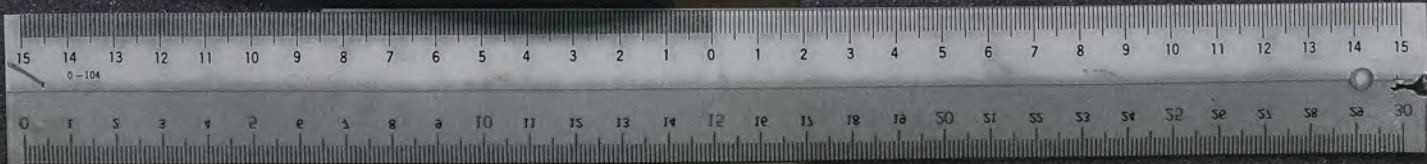
Sächsisches System

schlesisches System

公示催告の期日

自由意志者おそれあるの故に之を推定する。Ro. Sachsen
 地方の Glossatoren の法理論を受け失踪者は百年を生か
 らぬ推定 (Lebensvermutung) となす。自ら查し得ぬ
 死に推定したる (Todesvermutung) 而して失踪者の
 あつた時裁判所は相続人の申請に基づいて失踪者の具
 管理人 (Curator absentis) を選定して財産を管理し自ら
 の失踪者が 査し得ぬ相續が Curator 選定された時を以て
 相續をたはむと看做すのである。自前期限内或地方では
 短縮することある。以上を以て判例は所謂 Sächsisches System
 と稱せらる。此外即ち地方の Schlesisches System の三つを行
 はれて居る。此れは失踪者の年數を考慮せず最後の吉日
 から起算し三十年、二十年又或地方は十年を以て相續を推
 定す。或地方は此の二つのシステムを折衷して或は老年者が失踪せし
 時は短縮期間の短、又は失踪者が長年 自ら査し得ぬ相續の
 おもひ次第に於て所定年限を以て短縮する。或は此の二つの
 相續期間を以て期間の短縮死に推定する。初めの相續期間
 の経過と共に死に推定されたら 1/4 以上経過せば裁判
 所は公示催告をなすとの判例が認められた。而して 1/8 以上
 経過せば或地の裁判所は之を認めず。以上を以て Sächsisches System
 の相續期間の短縮が公示催告をなし得るを以て Todeserklärung
 といふ。或地方は判決がなされた日と推定する。或地方は死に推定
 要件の完了の日を以て死に推定する。或地方は gemeines

OpCARD 10



konstitutive Kraft
deklarative Kraft
-weise

第三 年齢

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

第四 権

第五 親権

第六 権

- (1)
- (2)

第七 外国人

第八 外国人

第九 Gemeinschaft u. Körperschaft

Recht konstitutive Kraft

第三 年齢

成年 多の民族 12才 他は15才

Legitima actus Selbmundia 父失心男の限
女子は

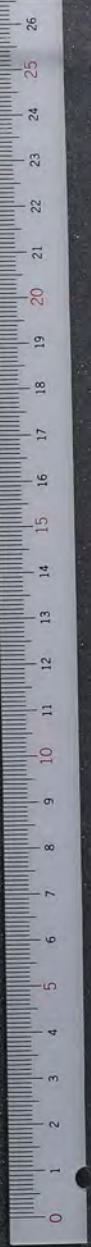
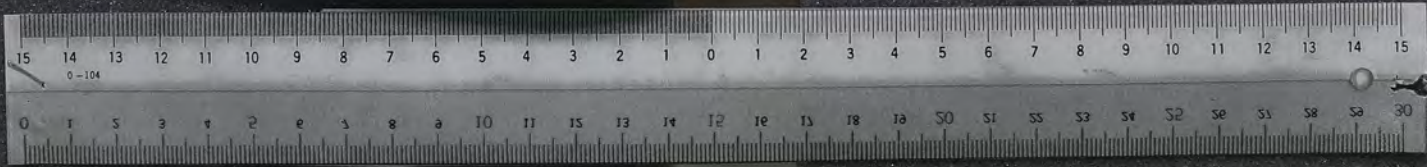
中世

- Sachsenspiegel ① binnen seinen Jahren
- ② binnen seinen Tagen
- ③
- ④

13世紀の民族に依りては成年期は Legitima actus といふ。その年齢は各地に異なり。Saxii 族その他多の民族は12才、Frisianii 族その他一部の民族は15才以上の年齢である。Mittelnord 地域の男子は父の死後若くは父権の喪失の時に12才又は15才以上の能力を享有する。即ち Selbmundia となるのは父失心男子の限、女子は一生厘父又は他の親父人の Mundium の下にありては父の死後民族に依りては12才以上の親権に依りては成年期は12才又は15才又は20才又は25才である。Sachsenspiegel は特別に10才及び11才の年齢に人の年齢を10才以上11才以下、① binnen seinen Jahren は12才以上15才以下、当然の父権喪失の時に Selbmundlich となる。② binnen seinen Tagen は12才以上15才以下。本人の年齢に依りては12才以上15才以下、Minderjährigkeit といふ。④ zu seinen Tagen gekommen 15才以上18才以下。完全なる能力

[M. B.] SS. 130 — 138 河部氏の1-1に採る。

OpCARD 10

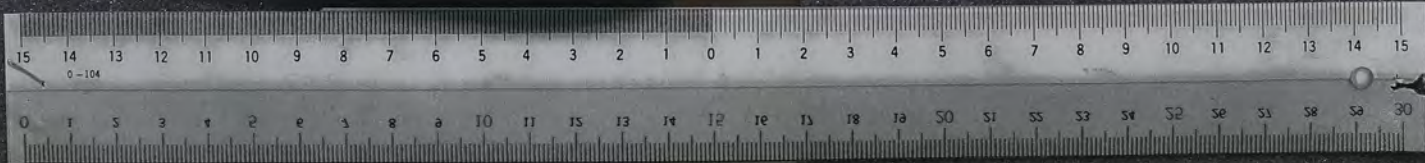


若い如 (Volljährigkeit) 故に權利を享受し。④Übersime Tages
 gekommen. 1560年迄は若。希望の如く行わねば。
 12才迄は父の後を模倣し、17才迄は父の養育能力が及ばぬ地
 位の Volljährigkeit 迄は 24才、25才迄に附け、但し
 高級貴族の時 18才に同致す。近世の如く 1875 Reichs-
 gesetz によつては 21才迄に成年とす。14. Jh. 以来
 國又は Landesherren 又は 裁判所が、未成年を成年と宣言す
 例が或る如く (Venia aetatis), 此は 21年 12才迄に
 若とす。近世 18才迄に若とすとの提議あり。

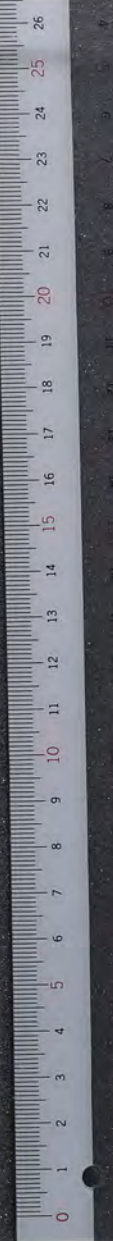
和 Geschlecht.

古くは民族の内所謂 Mutterrecht (母權) と現在の有力者たるは
 存在を定む。古くは民族の神話、物語に於て婦人は甚だ尊敬せられたり
 法律に於ては 730年代に 男子に比し劣等の地位に在り、武裝能は有
 者の為長官出席、裁判に参加し、又は自獨立に訴訟を為す能は有
 たり、然れども先づ夫、家族、又は未の mundium の下、版又是れ相續
 的に著し、制限を受け、家族団体の崩壊とせざるに於て中絶し
 たり、婦人の地位は、高きて来たり、然るに、婦人の對其自身と申せば
 是れ訴訟關係人の婦人自之と選定、後、同一條件に之と選定。
 既に新帝に於ては、自の商業經營、或は、自の國柄の所有能、訴訟能
 有る。Lauterbach によれば、一般男子、或は、自の他人の彼他人の能
 能は、大抵、夫の如く、婦人の地位は、申せば、高きて来たり、16. Jh.
 以来、自之の對其自身に、婦人は、自の、自の、自の、自の、自の、自の、
 訴訟能、或は、後、人の、訴訟能、或は、自の、自の、自の、自の、自の、自の、

OpCARD 10



72 派、代に責任を負う。与りた者は敵手にして保護され
 在 (ellend (18 浪者) Gast = hostis = phostis) 72
 時代は保護者として外人は後之國に保護の所を以て
 経て居るは保護者の死に於ては其の遺族に其の権利を
 承け、其世に於ては其の承継を以て其の権利を以て Land
 の属するは皆外人に於ては、而して Leibeigen の権利は
 其の死に Die Luft macht eigen 20 年以内の Leibeigen-
 権は其の死に Grundherrn 及び其の承継者
 一は以上諸留に於て外人に於て Leibeigen の権利を
 承け、其の死に Wildfangrecht あり



147

Schulmann 2代目が...
元来の...
体質...
3年...
4年...

(5)

148
waltungsorganisation. (管理組織) 有利益共同制)
これは Schulmann の主張... G. は...
人数... 財団... 役員...
(Gesamthand) 共同管理

特別の管理組織...
obsm. 1900年代...
Grotke, Das Genossenschaftswesen, 1868-1913, 413 de.
Nov., Die Genossenschaftstheorie u. die deutsche
Rechtsprechung 1888.
1904. 41. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26.

(12-14) 1人...
5人 1人 (1人...)

組織...
人数...
1900年代...
1904...
1905...
1906...

第2等 Stiftung 財団法人
1-2に於て一人の生前... 宗教的目的...
の爲に特定の財産...
university bonorum...
時代以来此の種の財団の設置は多行...
M.B. 1-2部は布施表の1-2に振る。

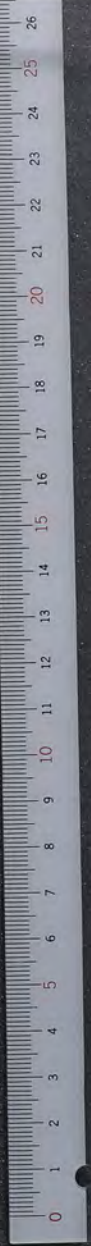
OpCARD 10

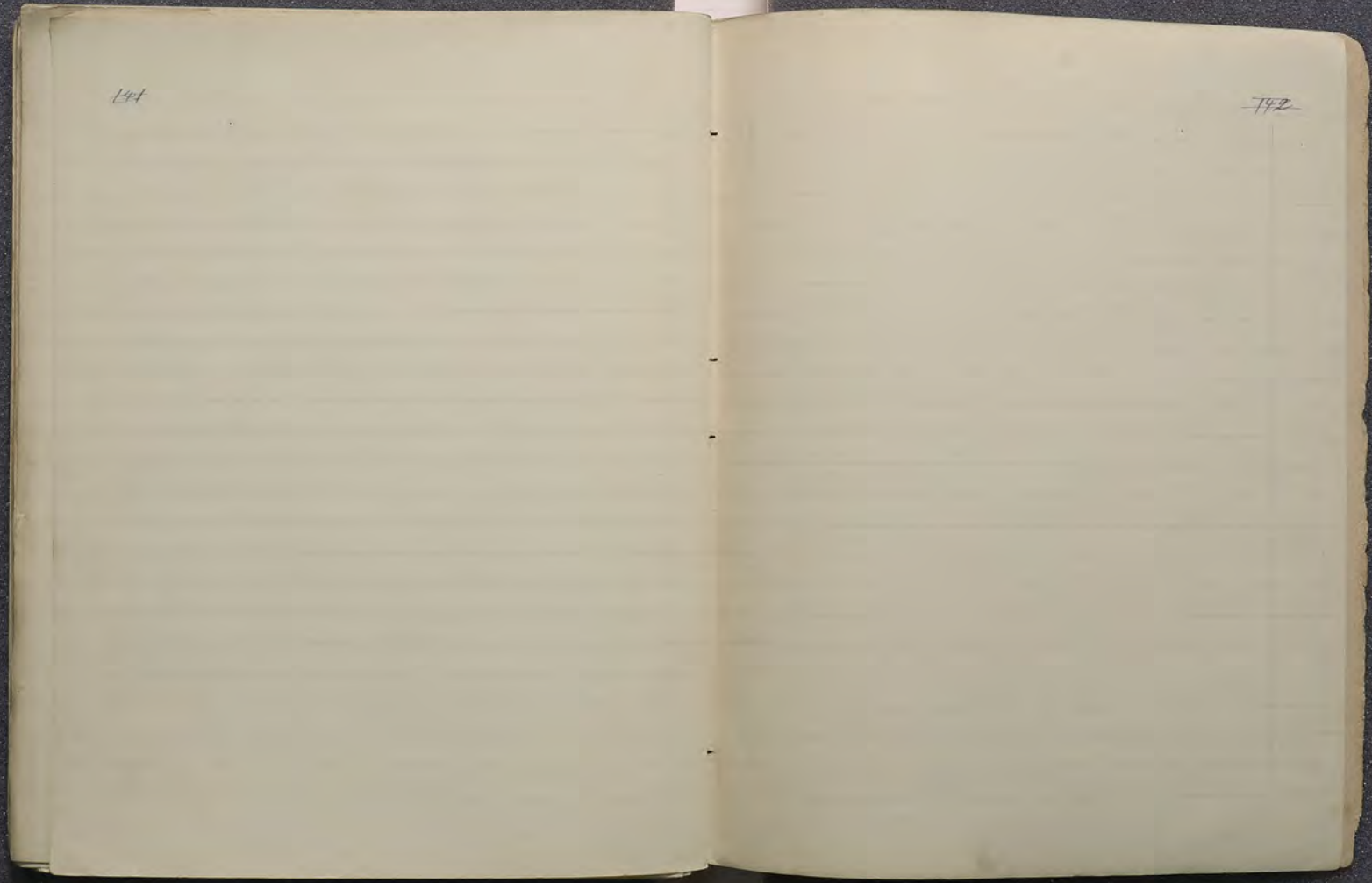


Stiftung

代に於て其の *causa* 寺院が所有の財産の一部を以て之れ此の同團體に自身が義務の主体としての考はなかつた。かゝる考が起つたのは14世紀の寺院法に於て *Anstalt* の概念が發達して来たことに基づいて *Anstalt* とは何なるものかといふ外部の意思の統一と統一の獨立の人格を共有する人若し人と物とから成る一個の組織體を指すものあり。而して元來は神の意思に依り統一の組織體の即ち教會の内の範圍は思はるゝ。而して *Anstalt* の概念は既に14世紀 *causa* の如き寺院法上の特別財産の適用地。此の特別の財産は一方寺院の意思に依り組織され *Anstalt* とし得る。他方寺院の監督の下に置かれ得る。如し此の初めは宗教改革以來全て寺院に實際の範圍の *Stiftung* が設定せられた。其の如きものは *Stiftung* は始めに民法上の制度として取扱はれた。此の如き初めは民法上の *Stiftung* の特別の性質に注意せしめ此の *Körperschaft* の法理を適用した。此の兩者の間の性質と見地得るに到るに始めに教義法法律家は *Heise* (1807 著書に於て) に初めて *Stiftung* を獨立の體と見た。或は其の同團體の利益を享有する人若し人若し其の主体である。或は財團の如き人格者 *persona* 或は財團の目的的人格者 *persona* 最後は *juristische Person* として *Anstalt* の概念を以て認められた。

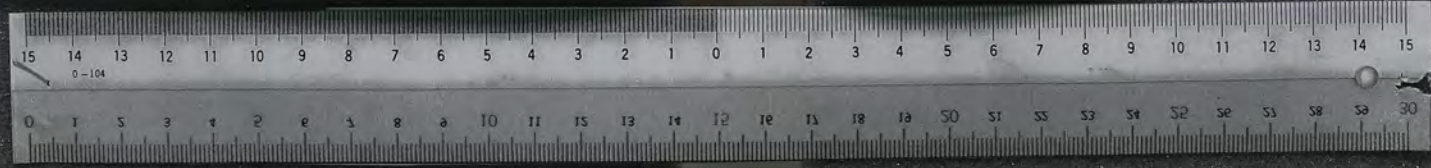
OpCARD 10

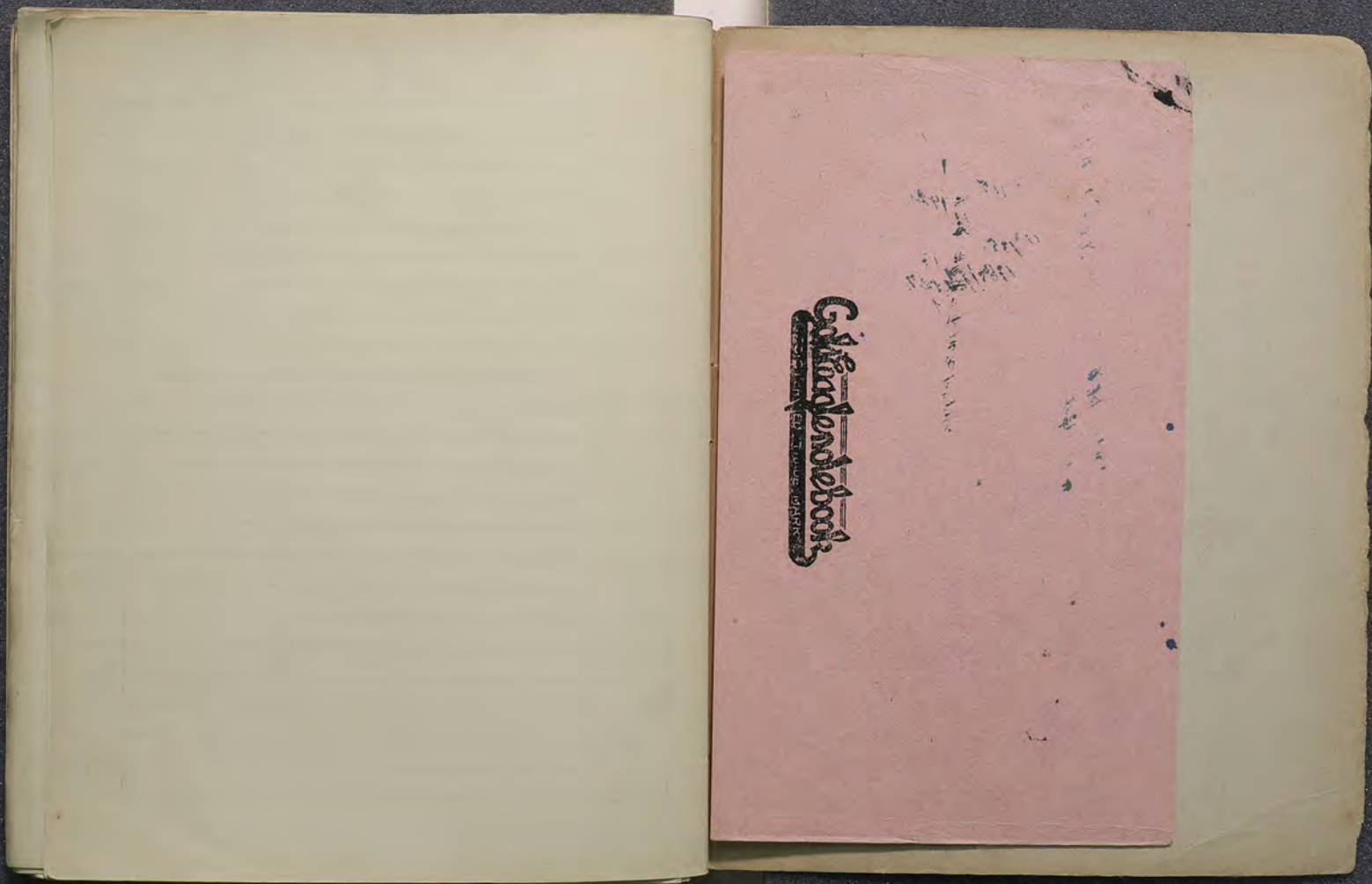


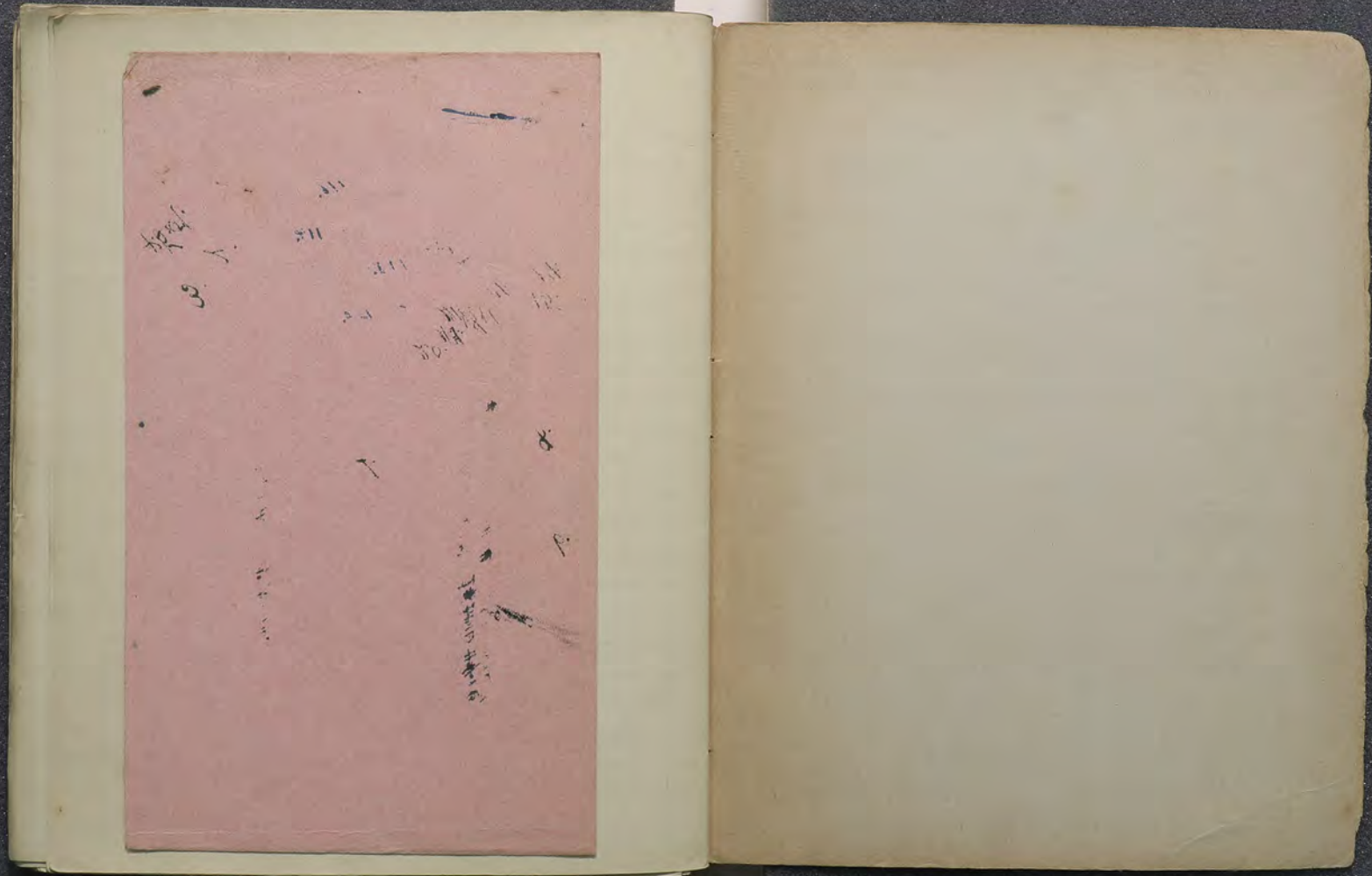


141

142







[Faint handwritten text on the pink page, including the word 'Handwritten' and various illegible characters.]



